

婦人労働調査資料第35号

## 女子保護の概況

—昭和34年—

労働省婦人少年局

## はしがさ

婦人少年局では、昭和29年以来毎年労働基準法における母性保護規定を中心に、女子労働者保護の実情を調査しているが、この報告書は、昭和34年における女子労働者保護の状況を上づての付帯調査として事業場における男女労働者の待遇についてその実情を調査した結果をとりまとめたものである。

近年女子の労働市場への進出の漸増に伴ない、母性保護についての関心がいちじるしく高まつできているが、この報告書が事業場における女子労働者保護のための参考となれば幸である。最後に、この調査の実施に際して協力を頂いた事業場の各位に深く感謝する次第である。

なお本報告書に付録として報告した「労働基準法中女子に関する深い規定の送致事例」は、労働基準局に奥められた報告を一部抜粋したもので本報告書「女子保護実施状況調査」とは直接関係なく、これまで全国の婦人少年室からの報告を別箇の小冊子にまとめて報告していたものである。

労働省婦人少年局

## 目 次

### はしがき

### 女子保護実施状況調査

#### 調査の概要

- 一 調査目的
- 二 調査対象及び調査方法
- 三 調査期間
- 四 調査項目

#### 調査結果の概要

- 一 女子労働者数の推移
- 二 女子保護実施状況
  - (1) 店前休業
  - (2) 店後休業
  - (3) 生育産業別件数
  - (4) 妊娠又は分娩による退職状況
  - (5) 産前における軽易業務転換状況
  - (6) 育児時間
  - (7) 生理休暇
- 三 労働協約、就業規則、その他の規則における男女労働者の待遇に関する規定
  - (1) 総則的規定
  - (2) 初任給、昇給、各種手当に関する規定
  - (3) 賃階制、身分制における格付、昇格に関する規定
  - (4) 教育、訓練に関する規定

（附）労働基準法中女子に関する深い規定の比較事例

## 本文中統計表

第1表 産業別、女子労働者の占める割合(%)	2
第2表 産業別、女子労働者の中に占める有夫者の割合(%)	2
第3表 製造別、女子労働者の退職率(%)	3
第4表 規模別、妊娠又は分娩による退職者の数(%)	5
第5表 年別、退職別、妊娠又は分娩による退職者数(%)	5
第6表 規模別、退職時期別、妊娠又は分娩による退職者数(%)	6
第7表 規模別、軽易業務転換者数(名)	6
第8表 規模別、育児時間請求者数(名)	6
第9表 規模別、生理休暇請求実人員数(名)	6
第10表 組則的規定に関する規模別、規定の有無別事業場数	9
第11表 初任給、昇給、各種手当に関する規模別、規定の有無別事業場数(%)	9
第12表 初任給、昇給各種手当に関する規模別、規定内容別事業場数(%)	9
第13表 職階制、身分制に関する規模別、規定の有無別事業場数(%)	9
第14表 格付、昇格に関する規模別、規定の内容別事業場数(%)	10
第15表 教育、訓練に関する規模別、規定の有無別事業場数(%)	10

## 本文中統計図

第1図 規模別女子労働者の占める割合	3
第2図 規模別女子労働者の中に占める有夫者の割合	3
第3図 製造別有夫者の増加の割合	3
第4図 妊娠別産前休業日数	4
第5図 規模別産後休業日数	4

## 統 計 表

第1表 調査事業場数	17
第2表 調査事業場の労働者数	19
第3表 女子労働者数及び有夫者数	20
第4表 労働者数の推移	22
第5表 産前休業者数及び休業日数	24
第6表 産後休業者数及び休業日数	26
第7表 生・死産別件数	28

第8表 妊娠又は分娩による退職状況	30
第9表 産前における軽易業務転換状況	32
第10表 育児時間請求状況	34
第11表 生理休暇請求状況	36
第12表 労働協約、就業規則その他の規則における男女労働者の待遇に関する規定からみた事業場数	38
その1 組則的規定	38
その2 初任給、昇給、各種手当に関する規定	40
その3 職階制、身分制における格付、昇格に関する規定	42
その4 教育、訓練に関する規定	44
附録調査票	46
記入心得	49

## 調査の概要

### 一 調査目的

労働基準法(昭和22年法律第19号)に定められている産前産後の休業、育児時間、生理休暇等の母性保護規定の実施状況並びに労働協約、就業規則その他の規則における男女労働者の待遇に関する実情を把握し、女子労働者保護の参考に資することを目的としている。

### 二 調査対象及び調査方法

調査対象事業場は、下記調査項目1～7については、農業、林業、漁業及び公務を除く全事業の、常時30人以上の労働者を使用する労働基準法適用事業場(註)、調査項目8については、更にこれより官公署事業を除いた事業場とし、規模別に、次の割合で任意に抽出した7,348の事業場に対し、調査票(附録調査票参考)を交付し、必要事項を記入の上提出方式を依頼した。

30人～99人	10%
100人～499人	16%
500人以上	1%

回収された調査票のうち、記入不備の調査票を除いて、調査項目1～7については3,759の事業場が、調査項目8については3,418の事業場がそれぞれ集計の対象となった。なお、調査結果の数値は、30人以上の労働者を使用する全事業場に対するものとして掲示したいのである。

註 産業分類は、昭和32年5月改訂の「日本標準産業分類」によった。

### 三 調査期間

昭和34年1月1日から同年12月31日までの1ヶ月間である。

### 四 調査項目

主な調査項目は次のとおりである。

- 1 労働者数
- 2 産前産後休業
- 3 生・死産別件数
- 4 妊娠又は分娩による退職者数
- 5 産前ににおける販易業務への転換
- 6 育児時間
- 7 生理休暇
- 8 労働協約、就業規則その他の規則における男女労働者の待遇

## 調査結果の概要

### 一 女子労働者数の推移

昭和34年12月31日現在で、調査対象事業場の労働者の中に占める女子労働者の割合は29.8%とこれまでの最高を示している。これは30年25.4%、31年26.3%、32年25.5%、33年27.7%と大体逐年上昇を続ける傾向がまだ続いていることを示している。これを産業別にみると、サービス業、卸売業、小売業、金融及び保険業等の第3次産業の分野に女子労働者の割合が高い(第1表)。規模別では、30人～99人が32.6%、100人～499人が33.8%、500人以上が23.8%で、500人以上の大規模事業場では女子労働者の占める割合は低い(第1図)。

次に、女子労働者の中に占める有夫者の割合をみると、30年15.0%、31年16.2%、32年17.4%、33年17.2%とこれまでの上昇傾向が33年に至つて一時停止したが、34年には17.8%と再び上昇に転じた。産業別では、飲食、電気・ガス・水道業、建設業、運輸通信業等女子労働者の割合の低い産業で有夫者の割合が高く(第2表)。また、規模別では、30人～99人が23.7%、100人～499人が17.6%、500人以上が12.8%で、大規模事業場ほどその割合が低くなっていること(第2図)は従来の結果と変りがない。

調査対象事業場における昭和34年1カ年間の労働者数の推移をみると、男子労働者は5.0%の増加、女子労働者は4.7%の増加、有夫者は4.7%の増加と、33年の増加がそれぞれ1.1%、0.4%、7.7%であつたのに比較してかなりの高率を示している(第3図)。

女子労働者の増加の割合を規模別にみると、30人～99人で5.7%、100人～499人で8.3%、500人以

第1表 産業別、女子労働者の中占める割合(%)

年別 産業別	34年					33年					32年					31年					30年				
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
総務	29.8	27.7	25.5	26.8	25.4	27.8	27.2	27.4	26.2	25.0	26.0	25.7	25.1	24.7	23.7	24.8	24.2	23.5	22.2	21.8	20.8	20.3	20.3		
サービス業	49.5	48.2	44.8	47.1	51.7	45.1	43.1	42.5	43.0	41.3	43.7	42.7	40.1	38.7	36.1	35.1	36.1	32.5	32.5	28.7	26.4	24.9	24.9	24.9	
卸売業、小売業	40.2	35.9	37.3	35.8	37.8	39.0	36.1	35.3	36.9	35.1	39.7	38.4	37.0	35.7	34.0	32.6	30.0	31.7	30.0	29.1	26.1	26.9	26.9	26.9	
金融及び保険業	38.6	36.2	36.6	35.1	36.9	36.6	35.1	35.3	36.9	35.1	37.1	36.7	35.7	34.7	33.3	32.7	32.7	31.3	31.3	29.0	18.7	16.2	16.2	16.2	
製造業	33.6	31.2	30.9	30.1	31.5	33.1	31.0	30.6	31.7	30.9	33.7	32.6	31.7	30.7	29.7	28.6	27.0	26.0	25.0	23.7	23.7	23.7	23.7	23.7	
不動産業	27.0	24.1	21.0	19.0	29.2	26.1	23.1	22.9	23.1	22.9	27.1	25.1	24.1	23.1	21.1	20.6	20.6	20.6	20.6	16.7	15.7	14.4	14.4	14.4	
運輸通信業	17.5	14.0	12.6	12.7	13.1	17.5	14.0	12.6	12.7	13.1	17.5	14.0	12.6	12.7	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1	14.1	17.1	11.3	11.3	11.3	
電気、ガス、水道業	9.6	9.2	12.6	12.7	13.1	9.6	9.2	12.6	12.7	13.1	9.6	9.2	12.6	12.7	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1	8.6	9.2	9.2	9.2	9.2	
建設業	12.5	11.1	10.1	9.4	9.6	12.5	11.1	10.1	9.4	9.6	12.5	11.1	10.1	9.4	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	
卸売業	7.6	8.5	8.8	7.9	8.1	7.6	8.5	8.8	7.9	8.1	7.6	8.5	8.8	7.9	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	12.4	10.6	9.2	9.2	9.2	

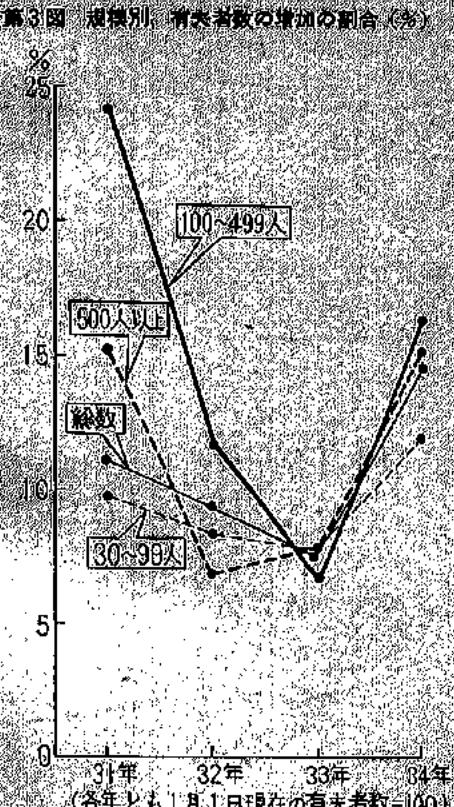
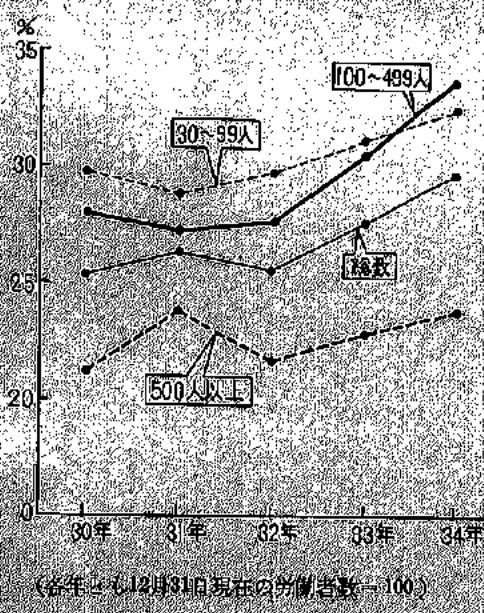
(各年とも12月31日現在の労働者数=100)

第2表 産業別、女子労働者の中占める有夫者の割合(%)

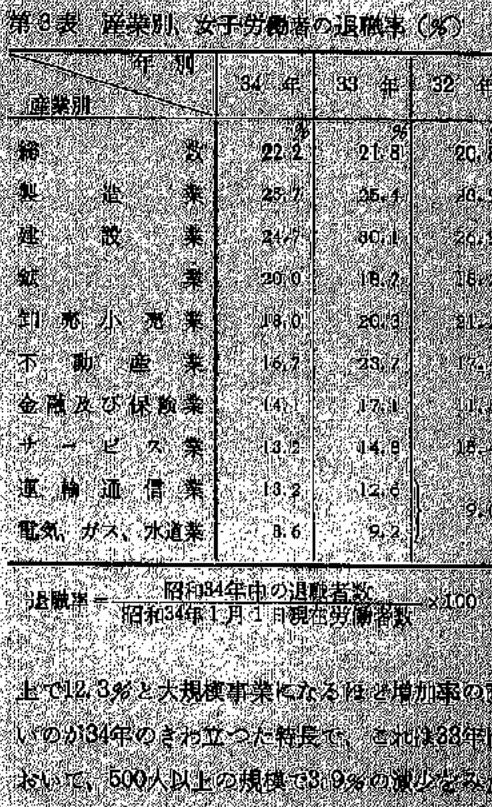
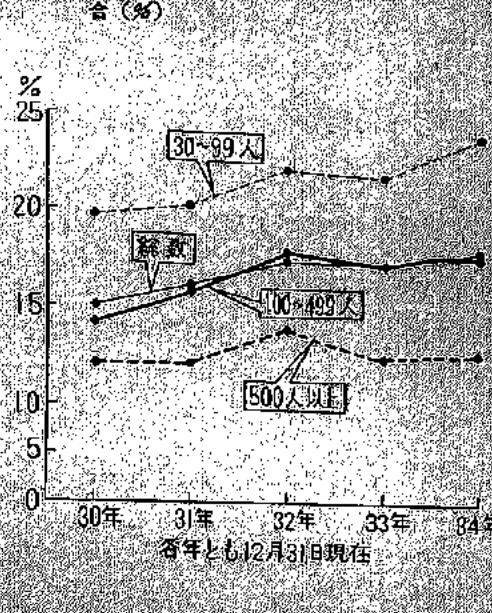
年別 産業別	34年					33年					32年					31年					30年				
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
総務	15.0	16.2	17.4	17.2	17.8	14.7	15.2	15.4	15.7	16.2	15.0	14.7	15.1	15.3	15.6	15.0	14.7	15.2	15.4	15.7	16.2	17.4	17.2	17.8	
サービス業	23.7	24.2	24.7	25.1	25.6	22.7	23.1	23.5	23.8	24.2	23.7	23.1	23.5	23.8	24.2	23.7	23.1	23.5	23.8	24.2	24.7	25.1	25.6	25.6	
卸売業、小売業	23.5	23.1	22.6	22.7	22.9	20.9	21.0	21.1	21.2	21.3	23.5	23.1	22.6	22.7	22.9	20.9	21.0	21.1	21.2	21.3	23.5	23.1	22.6	22.7	
金融及び保険業	20.6	20.3	19.7	19.9	20.5	18.6	18.9	19.1	19.3	19.5	20.6	20.3	19.7	19.9	20.5	18.6	18.9	19.1	19.3	19.5	20.6	20.3	19.7	19.9	
製造業	16.0	16.3	16.7	16.9	17.2	14.9	15.2	15.4	15.6	15.9	16.0	16.3	16.7	16.9	17.2	14.9	15.2	15.4	15.6	15.9	16.0	16.3	16.7	16.9	
不動産業	16.7	15.7	14.7	14.0	13.1	17.5	16.0	15.0	14.0	13.1	16.7	15.7	14.7	14.0	13.1	17.5	16.0	15.0	14.0	13.1	16.7	15.7	14.7	14.0	
運輸通信業	13.2	12.6	12.0	11.7	11.1	17.5	14.0	13.0	12.7	12.0	13.2	12.6	12.0	11.7	11.1	17.5	14.0	13.0	12.7	12.0	13.2	12.6	12.0	11.7	
電気、ガス、水道業	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	9.2	9.2	9.2	9.2	
建設業	10.6	11.1	10.1	9.4	9.6	12.5	11.1	10.1	9.4	9.6	10.6	11.1	10.1	9.4	9.6	12.5	11.1	10.1	9.4	9.6	10.6	11.1	10.1	9.4	
卸売業	7.6	8.5	8.8	7.9	8.1	7.6	8.5	8.8	7.9	8.1	7.6	8.5	8.8	7.9	8.1	7.6	8.5	8.8	7.9	8.1	7.6	8.5	8.8	7.9	8.1

(各年とも12月31日現在の有夫者数=100)

第1図 規模別、女子労働者の占める割合(%)



第2図 規模別、女子労働者の中に占める有夫者の割合(%)



業、電気、ガス、水道業で33年に引き続いて減少しているのに対して、建設業、製造業、金融及び保険業、卸売業、小売業、サービス業、不動産業、運輸通信業の順に10～5%の増加を示している。

最後に、昭和34年1ヵ年間に退職した女子労働者の全女子労働者（昭和34年1月1日現在）に対する割合をみると、全体では22.2%と32年の20.8%、33年の21.8%をいずれも上回っている。これを規模別にみると、30人～99人が22.7%、100人～499人が24.1%、500人以上が18.7%となつておる、また産業別では、製造業、建設業、鉱業、卸売業、小売業、等が退職率の高い産業となつてゐる（第3表）。

## 二 女子保護実施状況

### (1) 産前休業

昭和34年1ヵ年間における産前休業者の女子労働者（昭和34年1月1日現在）の中に占める割合は2.1%（33年は2.0%）、有夫者に対しては12.4%（12.5%）であつた。有夫者の中に占める産前休業者の割合を規模別にみると、30人～99人が9.3%（32年は9.5%）、100人～499人が12.8%（13.2%）、500人以上が16.8%（17.1%）と大規模事業場ほどその割合は高くなつてゐる。

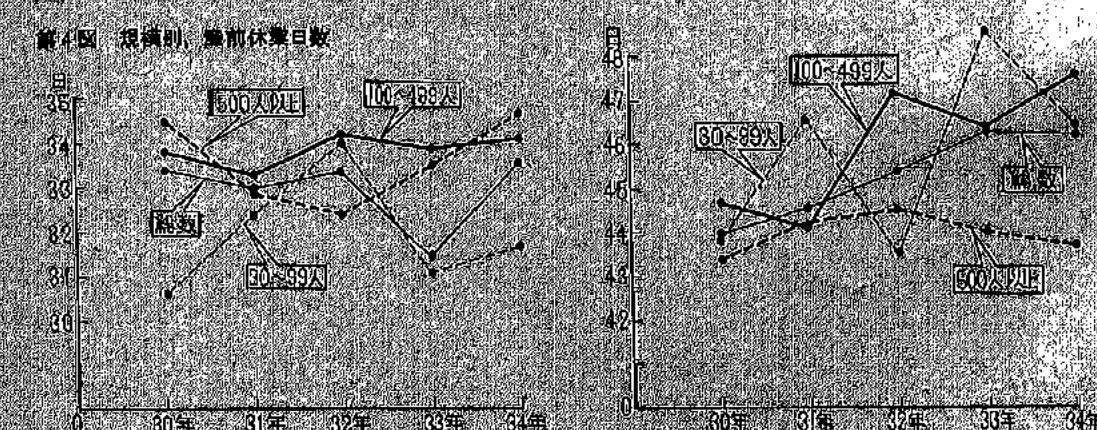
産前休業者は休業日数6週間以内のものと6週間をこえるものとにわけてみると、前者が75.4%、後者が21.5%で、規模別では、30人～99人が74.8%と20.7%、100人～499人が74.8%と21.8%、500人以上が76.8%と21.2%となつており、従前からの調査結果と大体同じ傾向を示し、事業場の規模による頗る差にならぬ。

一人平均産前休業日数は38.6日で、規模別にみると、30人～99人が31.7日、100人～499人が34.1日、500人以上が34.7日と、これも事業場の規模による差に少くなく（第4図）。産業別では、最高のサービス業41.4日から最低の電気・ガス・水道業の27.6日の間で、各産業とも大体平均日数に近い日数となつてゐる。

### (2) 産後休業

産後休業者を休業日数別にみると、5週間～6週間の者が60.5%、6週間をこえる者34.0%で、33年まで6週間をこえる者の割合が逐年増加していくが、34年は若干減少している点が注目される。規模別では、30人～99人で1.5～6週間の者60.4%、6週間をこえる者32.8%、100人～499人で

第4図 規模別、産前休業日数



は57.0%と38.8%、500人以上では、66.0%と29.7%と、休業日数6週間をこえる者の割合は、100人～499人の現度で著しく高くなつてゐるのが注目される。

一人平均産後休業日数は46.2日で大体33年と同じ水準を維持している（第5図）。規模別では、30人～99人が46.4日と33年を若干下回り、100人～499人では47.6日と逆に若干上回つており、500人以上が47.3日となつてゐる。産業別にみると、建設業の61.9日、サービス業の54.3日が前年より10日以上も上回つてゐるのを別にすれば、以下製造業の46.1日から最低の金融保険業の42.2日まで至るまで各産業とも大した差はない。

### (3) 生・死産別件数

出産の中に占める死産の割合は、6.7%で、規模別では、30人～99人が6.5%、100人～499人が7.8%、500人以上が6.0%であり、産業別では、電気・ガス・水道業の10.4%、鉱業の9.1%が高くなつてゐる。

されば、厚生省の全国調査によると、昭和34年中における出産（1,834,941件）に対する死産（185,098件）の割合は10.1%となつてゐる。

### (4) 妊娠又は分娩による退職状況

昭和34年1ヵ年間における妊娠又は分娩による退職者は、妊娠婦の41.8%と前回の調査結果よりも多くなつてゐる。

これを産業別にみると、前回の調査結果と同じく、卸売、小売業の61.8%、建設業の55.8%、製造業の48.4%等で退職者の割合が高く、規模別でも同様に、大規模事業場ほど退職者の割合が高い（第4表）。

次に、妊娠婦の退職者を退職時別にみると、産後休業後の退職者が46.2%、産前休業前の退職者が34.2%、産前産後休業中の退職者が11.3%となつており、前年に引き続いて産前休業前の退職者が増加の傾向を示している（第5表）。更に、これを規模別になると、30人～99人が産前休業前の退職者の割合は産後休業後の退職者の割合よりも多いが、大規模事業場になると逆に産後休業後の退職者の割合が高くなつてゐる。

第4表 規模別、妊娠又は分娩による退職者数（%）

規模別	年別				
	34年	33年	32年	31年	30年
総 数	41.8	41.1	38.8	34.0	39.4
30人～99人	44.8	45.0	44.1	41.0	47.0
100人～499人	41.8	39.5	38.5	34.0	39.5
500人以上	39.0	39.1	34.6	28.0	34.2

（妊娠婦数=100）

第5表 年別、退職時別、妊娠又は分娩による退職者数（%）

年別	規模別				
	34年	33年	32年	31年	30年
産前休業前の退職者	42.5	43.0	36.5	35.4	33.6
産前産後休業中の退職者	11.3	10.8	10.5	11.7	12.8
産後休業後の退職者	46.2	46.9	53.0	57.9	40.2

（妊娠婦数=100）

### (5) 産前ににおける軽易業務転換状況

妊娠のうち軽易業務に転換した者の割合は10.8%と前年の9.1%より高く、規模別では、大規模事業場ほど転換者の割合が低くなつてゐる（第7表）。産業別では、サービス業の14.8%、運輸通信業

第6表 規模別、退職時期別在籍又は分娩による退職者数(%)

規模別	産前休業前	産前産後休業中	産後休業後
総 数	42.5	11.3	48.2
30人～99人	45.4	14.2	40.4
100人～499人	41.1	10.6	45.3
500人以上	41.6	9.3	49.1

(妊娠数=100)

第7表 規模別、軽易業務転換者数(%)

規模別	年別	34年	33年	32年	31年	30年
総 数	10.8	9.5	11.9	10.6	11.1	
30人～99人	11.4	12.8	12.4	9.9	10.8	
100人～499人	10.2	8.9	14.9	16.1	15.2	
500人以上	8.5	6.6	8.4	6.0	7.4	

(妊娠数=100)

の13.0%、製造業の11.3%等で転換者の割合が高く、卸売、小売業の5.3%、電気・ガス・水道業の2.6%が最低である。

次に、軽易業務転換者を転換時期により、産前6週間より前の転換者と産前6週間以後の転換者とにおけると、前者が81.2%、後者が18.8%と33年とはほぼ同様であり、これを規模別にみると、産前6週間より前の転換者は、30人～99人が80.0%（33年は80.6%）、100人～499人が85.1%（82.0%）、500人以上が75.0%（66.5%）であった。

なお、軽易業務転換者の業務転換の内容は別表のとおりであるが、交替制勤務から日勤への転換、工作業から坐作業へ、重作業から軽作業への転換等、業務量そのものの軽減や単純業務への配置転換等により、軽易業務への転換指標を講じている。

#### (6) 育児時間

産婦のうち育児時間を請求した者の割合は、32.7%と年々低くなる傾向を示している。規模別では100人～499人が36.4%と若干位より高く、産業別では最高の運輸通信業の56.5%と最低の卸売、小売業の7.9%の間にかなりの差がある（第8表）。

育児時間請求者に与えられた時間は、1日2回各30分の者65.7%，1日2回各30分を超える者34.3%で、1日2回各30分を超える者の割合は、31年23.7%，32年27.5%，33年33.3%に引き続き増加の傾向を示している。

#### (7) 生理休暇

調査対象事業場の女子労働者のうち昭和34年に少なくとも1回以上の生理休暇を請求した者は24.4%（33年の18.8%を上回り）、規模別では、大規模事業場ほど割合が高く、30人～99人が11.5%

第8表 規模別、育児時間請求者数(%)

規模別	34年	33年	32年	31年
総 数	82.7	88.9	44.3	44.7
30人～99人	79.1	89.4	50.0	49.0
100人～499人	86.4	89.0	42.2	44.7
500人以上	80.3	86.2	43.7	47.2

(妊娠数=100)

第9表 規模別、生体休暇請求実入園数(名)

規模別	年別	34年	33年	32年
総 数	24.4	18.8	20.0	
30人～99人	11.6	10.1	11.4	
100人～499人	20.2	19.6	16.2	
500人以上	13.5	21.3	26.4	

(妊娠数=100)

別表 軽易業務転換の内容

転換の内容	転換前の業務	転換後の業務	転換の内容	転換前の業務	転換後の業務
F14 食料品製造業	庄稼地耕作業…庄稼地整理事業	耕作工…機別工	F29 プラスチック製造業	ミシン作業…縫製業	
F15 織物と織物業	織機操業…中骨調理業	織機操作業(立作業)	F30 鉄筋組立工…結束帯巻取業	織機操作業(坐作業)	包帯作業(立作業)
F16 織機操作業	精紡機操作業…精紡保全業	精紡機操作工…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	F31 切込工…切削工	コブタ…切削仕上	
F17 織機操作業	精紡機操作業…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	精紡機操作工…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	F32 プレス工…成型工	プレス工…成型仕上	
F18 織機操作業	精紡機操作業…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	精紡機操作工…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	F33 電球製造業…電子電気機器製造業	電球製造作業…電子電気機器製造	電子電気機器製造
F19 織機操作業	精紡機操作業…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	精紡機操作工…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	F34 レジスター…レジス	レジスター…レジス	理化学機器…理化学機器
F20 織機操作業	精紡機操作業…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	精紡機操作工…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	F35 その他の製造業	金工…別毛ぬり	
F21 織機操作業	精紡機操作業…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	精紡機操作工…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	K1 金工…別毛ぬり	金工…別毛ぬり	
F22 織機操作業	精紡機操作業…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	精紡機操作工…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	K2 木工…木工	木工…木工	
F23 織機操作業	精紡機操作業…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	精紡機操作工…精紡保全業(衣服その他の成績製品の販賣)	K3 剥離業…小売業	剥離業…小売業	
F24 包装機操作業	包装機操作業…包装作業	包装機操作工…包装作業	K4 エレベーター…販売員	エレベーター…販売員	
F25 包装機操作業	包装機操作業…包装作業	包装機操作工…包装作業	K5 地下鉄駅出入口…地下鉄駅出入口	地下鉄駅出入口…地下鉄駅出入口	
F26 化学工業	充填詰め作業…充填詰め作業	充填詰め作業…充填詰め作業	K6 電気…受電…送電	電気…受電…送電	
F27 化学工業	導火線被覆作業…糸織作業	導火線被覆作業…糸織作業	L1 サービス業…宿泊業(公共交通)	サービス業…宿泊業(公共交通)	
F28 化学工業	注射剤分注作業…販賣業	注射剤分注作業…販賣業	L2 宿泊業(公共交通)…外食業(公共交通)	宿泊業(公共交通)…外食業(公共交通)	
F29 化学工業	軟膏充填作業…包装作業	軟膏充填作業…包装作業	L3 化粧品製造業…化粧品製造業	化粧品製造業…化粧品製造業	
F30 化学工業	包装工…單筋補助業	包装工…單筋補助業	X 緑室…病院…物販室…休憩室…	緑室…病院…物販室…休憩室…	
F31 化学工業	石灰塗装業…清掃業	石灰塗装業…清掃業	Y 役員…手配業…運送業…	役員…手配業…運送業…	

と500人以上の33.5%のわずか3分の1にすぎない点が注目される(第9表)。

産業別では、運輸通信業の63.3%が特別に高い請求率を示しているばかり一般に低い。製造業は22.7%とはほぼ平均に近いが、その中のたゞ1事業場は78.3%と32年の59%、33年の69.9%に引き続いで全産業の首位にある。請求率の低い産業としては、サービス業の6.6%、金融保険業の10.1%、建設業の11.5%があげられる。

請求1回当たりの平均休暇日数は1.5日、生理休暇請求女子1人当たりの年間平均請求回数は4.5回で、これが33年の調査結果とほぼ同様である。

生理休暇の1年間の総日数を女子労働者1人当たりにすると1.6日で、規模別になると、30人~99人が0.9日、100人~499人が1.6日、500人以上が2.3日以上と生理休暇請求者の割合の高い大規模事業場ほどその日数も多くなっている。

なお、調査対象事業場のうち女子労働者1人以上が生理休暇をとった事業場は30.0%で、33年の調査結果よりも低い割合になっている。

### 三 労働協約、就業規則、その他の規則における男子労働者の待遇

労働協約、就業規則その他の規則における男女労働者の待遇に関する規定についてみれば、憲法における法の平等性の原則に関する条項及び労働基準法における男女同一賃金の原則にていじよくする規定は、すべて無効であるが、この調査の結果によると、男女労働者の待遇に関して全然規定をしていないか、又は何らかの規定をおいている場合でも、積極的に男女平等をうたっているものが大多数であった。また、男女別の規定をおいているものについては、それの規定を設けた根拠及びその内容が明瞭でないのが、これだけからは直ちに憲法又は労働基準法に違反すると判定を下すにはいかない。しかし、職務内容等に関する差等をあいまいにした上で、男女間の賃金に差別をつけようとする規定は、法の趣旨からいつても望ましいものとはいえない。

#### (1) 極則的規定

労働協約、就業規則、その他の規則の中の極則的部分において、男女労働者の待遇に関して何らかの規定をもつている事業場数は、調査対象とした事業場全体の64.4%であった。これを規模別でみると、30人~99人が63.0%、100人~499人が65.9%、500人以上が66.3%となり、運輸業では、金融保険業73.7%、サービス業73.1%、運輸通信業の71.1%、向井業小売業の69.7%等が割合が高くなっている。

次に、規定の内容についてみると、男女均等待遇を積極的に規定しているのが77.5%、男女別の規定があるのが15.7%となり、規模別では、男女均等待遇を定めた事業場は30人~99人が75.4%、100人~499人が81.4%、500人以上が86.8%と大規模事業場になるほど、その割合が高くなっている。これに対して、男女別の規定がある事業場は、30人~99人が15.7%、100人~499人が16.8%、600人以上が9.8%と逆に事業場の規模が小さいほどその割合が高くなっているのが注目される(第10表)。

#### (2) 初任給、昇給、各種手当に関する規定

労働協約、就業規則その他の規則の中、初任給、昇給、各種手当に関する規定について、男女労働者の待遇に関して、何らかの規定をもつている事業場数は、割合が最も高い事業場全体の64.8%であ

第10表 極則的規定に関する規模別、規定の有無別事業場数(%)

規模別	区分	規定内容					
		有	男女均等待遇を定めた	男女別	無	不明	男女別
総 数	%	%	%	%	%	%	%
	100	64.4	77.5	15.7	6.5	34.4	1.2
30人~99人	%	63.0	75.4	16.6	7.0	35.5	1.5
100人~499人	%	65.9	71.4	14.2	4.4	30.4	0.7
500人以上	%	66.3	76.8	9.8	3.4	33.8	0.9

(調査事業場数=100)

第11表 初任給、昇給、各種手当に関する規模別、規定の有無別事業場数(%)

規模別	区分	規定内容					
		有	男女均等待遇を定めた	男女別	無	不明	男女別
総 数	%	%	%	%	%	%	%
	100	64.8	63.5	31.7	4.5	34.4	0.8
30人~99人	%	61.0	51.1	31.9	2.0	31.9	0.9
100人~499人	%	72.5	75.0	63.1	32.4	37.0	1.5
500人以上	%	68.3	100	61.2	34.6	4.7	0.9

(調査事業場数=100)

つた。これを規模別にみると、30人~99人では61.0%、100人~499人では72.5%、500人以上では68.3%となり、産業別では、金融保険業の79.3%、電気・ガス・水道業の75.0%、運輸通信業の74.6%、サービス業の71.1%等で割合が高くなつており、飲食の49.4%で割合が低くなっている。

次に、規定の有無別事業場のうち、規定の内容についてみると、男女同一賃金の規定を設けている事業場が60.8%、男女別の規定がある事業場は、31.7%となり、規模別では男女同一賃金の規定を設けている事業場は、30人~99人が64.4%、100人~499人が63.1%、500人以上が61.2%と大規模事業場にたるほど割合が低くなっているのに対して、男女別の規定を置いている事業場は30人~99人が51.7%、100人~499人が32.4%、500人以上が34.6%と逆に規模が大きくなる程その割合が高くなっている(第12表)。

また、男女別の規定を置いている事業場のうち規定の内容別に規模別にみてみると、初任給について男女別の規定を置いている事業場は、総数で72.1%、30人~99人が66.4%、100人~499人が79.9%、500人以上で74.8%となり、昇給について男女別の規定を置いている事業場は、総数で55.8%、30人~99人が53.3%、100人~499人が43.9%、また各種手当について男女別の規定を置いている事業場は、総数で53.8%、30人~99人が58.4%、100人~499人が49.4%、500人以上で31.7%であつた(第13表)。

第12表 初任給、昇給、各種手当に関する規模別規定内容別事業場数(%)

規模別	区分	規定内容			
		初任給	昇給	各種手当	不明
総 数	%	%	%	%	%
	100	72.1	55.8	53.8	8.9
30人~99人	%	67.4	53.8	56.4	10.0
100人~499人	%	79.9	55.6	63.4	7.7
500人以上	%	74.8	46.9	51.7	6.5

(調査事業場数=100)

第13表 階階制、身分制に関する規模別、規定の有無別事業場数(%)

規模別	区分	規定内容					
		有	男女別	男女同一賃金	男女別	男女同一賃金	不明
総 数	%	%	%	%	%	%	%
	100	40.8	100	13.8	83.8	1.0	0.8
30人~99人	%	35.0	100	15.4	81.0	0.8	0.9
100人~499人	%	47.0	100	15.0	85.0	0.8	1.0
500人以上	%	35.9	100	15.5	84.5	0.8	0.7

(調査事業場数=100)

## (3) 職階制、身分制における格付、昇格に関する規定

労働協約、就業規則、その他の規則の中、職階制、身分制における格付、昇格に関する部分において、男女労働者の待遇に関して何らかの規定をしている事業場数は、調査対象となつた事業場全体の40.3%であつた。これを規模別にみると、30人～99人では35.3%、100人～499人では49.0%、500人以上では56.3%となり、産業別では、金融保険業の63.5%、サービス業の60.0%、電気・ガス・水道業の57.8%などで割合が高くなつており、鉱業の32.9%、製造業の32.4%等が低くなつておる。

次に、規定のある事業場のうち規定の内容についてみてみると、男女別の規定をおいている事業場が16.8%、男女別の規定のない事業場が83.3%となり、規模別では、男女別の規定をおいている事業場は、30人～99人が15.4%、100人～499人が11.6%、500人以上が12.1%と30人～99人のところで若干平均を上回つておる。男女別の規定のない事業場は、30人～99人が81.3%、100人～499人が85.8%、500人以上が85.8%と並に小規模のところで若干平均を下回わつておる（第13表）。

また、男女別の規定のある事業場のうち、規定の内容別の内訳を規模別にみてみると、昇格について男女別の規定を置いている事業場は、总数で55.4%、30人～99人では52.5%、100人～499人では62.3%、500人以上では50.5%であり、また、格付について男女別の規定をおいている事業場は、給数で67.1%、30人～99人が63.8%、100人～499人が62.3%、500人以上で67.5%であつた（第14表）。

第14表 格付、昇格に関する規模別、規定の有無別事業場数（%）

区分 規模別	内 容 别 事 业 场 数 (%)			規 定 内 容	有	無	不 明					
	昇 格	格 付	不 明	男女別	男女別	不明						
総 数	55.4	67.1	18.9	%	%	%	%					
30人～99人	52.5	63.8	21.3	■	24.7	100	9.4					
100人～499人	62.3	74.0	14.6	■	30人～99人	16.9	100	11.9	85.3	6.3	73.7	1.6
500人以上	50.0	67.5	17.5	■	100人～499人	33.9	100	6.7	89.2	4.1	85.4	0.7
				500人以上	52.5	100	7.0	89.7	2.5	92.6	0.5	

(調査事業場数=100)

(調査事業場数=100)

## (4) 教育、訓練に関する規定

労働協約、就業規則、その他の規則の中、教育、訓練に関する部分において、男女労働者の待遇に関して、何らかの規定を設けている事業場数は、調査対象となつた事業場全体の24.7%であつた。これを規模別にみると、30人～99人が18.9%、100人～499人では33.9%、500人以上では52.5%となり、産業別では、金融保険業の63.5%、サービス業の60.0%、電気・ガス・水道業の57.8%、運輸通信業の56.5%などで割合が高くなつており、鉱業の32.9%で割合が低くなつておる。

次に、規定を置いている事業場のうち規定の内容についてみると、男女別の規定を置いている事業場が9.4%、男女別の規定のない事業場が85.3%となり、規模別では、男女別の規定を置いている事業場は、30人～99人が11.8%、100人～499人が16.7%、500人以上が7.6%と30人～99人のところで若干平均を上回つておる。男女別の規定のない事業場は、30人～99人が81.4%、100人～499人が89.2%

人以上が89.7%と並に小規模のところで若干平均を下回わつておる（第15表）。

なお、各種規則の実例を幾つかあげると、次の様な例があるが、この内男女別に規定しているものについては、冒頭にことわつておるとおり、その根拠及び内容をあいまいにしたままで区別されているのであれば、法の趣旨からいつでも望ましい規定であるとはいひ難いであろう。

## 各種の規則実例

## (例1) M 飲 食 業

初任給	大学卒	短大卒	高校卒	中学校卒
男	8,500円	7,500円	6,500円	6,000円
女	7,000円	6,500円	6,000円	5,500円

## 昇 給 年1回、3月で男女同一

## 各種手当 時間外手当、家族手当、宿直手当、役付手当

## (例2) K 紡 織 合 社

格 付	男子——工場長、課長、主任、班長（書記）、雇員
	女子——教師、指導員、組長（含部長）、整理工、雇員

## 昇 格 同一等級に最低1カ年以上経過した職員について、その技術、能力、学識、勤怠および勤務成績等を考慮の上決定

男子標準7等雇員	中卒	7年、以下3年経過毎に1等級
	高卒	2年、以下1年経過毎に1等級

女子標準	中卒	4年、以下2、3年経過毎に1等級
	高卒	1年、以下1年経過毎に1等級

身 分	1等社員——8等社員——準社員
	1等雇員——7等雇員——普通雇員

## (例3) N 化 学 工 業

初任給	大学卒	高校卒	中学校卒
男	8,000円	5,356円	4,030円
女	8,000円	4,388円	4,030円

各種手当 厚生	男	800円	636円	403円
	女	800円	489円	403円

作業	男	2,200円	900円	684円
	女	828円		

研究	2,000円

(例4) 製 造 業	初任給	大学卒(月)	高卒(月)	中卒(月)
	男(事務)	9,000円	男 7,000円	230円

	(技術) 10,000円	女 6,000円	200円	
昇 級	1年 男 1,000円	男 700円 女 600円	男 25円 女 25円	
	2年 男 1,200円	男 800円 女 600円	男 25円 女 25円	
	3年 男 1,400円	男 900円 女 800円	男 25円 女 25円	

各種手当 暫定、固定、残業手当

大 学 卒	高 校 卒
男 (事務) 2,200円	男 1,600円
(技術) 2,500円	女 1,000円

## (例5) T 硝子製造業

本 給	大学卒(月)	高校卒(日)	中学卒(日)
	男 13,500円	320円	240円
	女 300円	220円	

昇 級 年1回

各種手当 勤務手当(無事故、皆勤の場合日給3日分、事故1回に付1日減)、増産手当

## (例6) F 版 究 業

初任給	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
	男女 10,400円	9,700円	7,800円	6,500円

各種手当 扶養家族手当(配偶者1,000円、その他300円)

## (例7) K 製 造 業

初任給	大学卒	高校卒	中学卒
	男女 12,587円	8,800円	7,034円

昇 級 毎1回、動物成績、会社の業績、社会状勢に応じ、男女別の規定なし

各種手当 基本給 能力給的のもの

補助給 基本給に随して決定

勤続手当 勤続満1年につき月額66円

家族手当 1人目950円、2人目以下650円を加算

特勤手当 出勤1日につき30円

## (例8) P 産品商事会社

男子は住み込み、女子は通勤で精勤し全く異なるたゞ、男子はセールスマン教育、女子は事務及び商事係員に別途教育。

## (附) 労働基準法中女子に関する深い規定の送致事例

この調査料、昭和34年中に労働基準監督署が、事業場の定期又は申告の監督をした結果、労働基準法(以下「法」という。)違反の司法事件として検察庁に送致した事例で、労働基準局に集められた報告の中から、女子に関する深い規定に関するものを抜粋したものである。

なお、この調査において、女子に関する深い規定の送致事例とは、法第4条及び第61条から第68条までの規定に違反し、悪質事案として、労働基準監督署が事件を検察庁に送致されたもの(ただし、年少者のみが被害労働者であるものを除く。)をいう。

## (1) 法第61条違反による送致事例

(i) S紡織業(株) 受理 男子15人 女子58人 年少者20人

被疑者Aは取締役、同Bは準備課長の地位にある者であるが、労働基準監督署の指導監督にもかかわらず、被疑者は法を無視したもので、

① 昭和33年10月26日から昭和33年11月15日までの間延793日に亘り、女子労働者48名に対し1人1日最高3.45時間、最低0.90時間の時間外労働を行わせ、

② 同期間(違反日数延361日)に年少労働者20名に対し1人1日最高3時間、最低1.30時間の時間外労働を行わせたものである。

(送致結果) 訴式命令により罰金被疑者法人Nに2万円、被疑者Aに罰金15,000円、被疑者Bには起訴猶予。

(ii) P紡織(合名) 福井 労働者数 男子12人 女子38人 年少者1人

被疑者Cは法人、同Dは社員であるが、

① 昭和34年11月1日から同月13日までの間に年少者1名を含む女子労働者17名に、1日8時間を越えて労働者1人1日当たり最高3時間、平均2時間の時間外労働をさせた。

しかも被疑者は昭和32年7月31日法第32条、第35条違反容疑にて送致され、昭和33年8月25日起訴猶予の付禁処分を受けているにもかかわらず、あえて女子労働者17名に1日8時間以上労働させましたるものである。

(送致結果) 未決

(iii) 下立ム製品製造業(株) 神奈川 労働者数 男子160人 女子166人 年少者10人

被疑者Eは取締役社員の地位にある者であるが、昭和33年12月24日臨時改選したタイルカードを呈示し、女子年少者の時間外不正労働を否認し、同日改めて昭和34年1月19日臨時改選は正を請書をもつて誓約をしたり、月1回法定除外の理由がないのに、

① 昭和34年1月10日から同年2月10日までの間女子労働者に1日取扱8時間当たり最高4.36時間、最低1.5分、延2,220回に亘り、合計9,424時間40分の時間外労働をさせ、

② 昭和33年9月水害以前より實行した時間外労働を行い、受注量の増加により1日取扱9時間のうちに生産計画を立て、

③ E社に相当程度の過度であり、女子若手が年少労働者が多く違反の原因が多く、使用者の是正

に対する誠意に乏しい。

(送致結果) 略式命令により被疑者取締役社長Fに罰金50,000円。

(c) G織物製造(株) 京都 労働者数 男子10人 女子49人 年少者11人

被疑者Hは代表取締役として60余名の労働者を使用し、何等法定除外の理由がないのにかかわらず、

① 昭和34年4月11日から同月25日までの間に女子労働者に対して、法第61条に規定する1日2時間の制限を越えて延160回、延127時間の時間外労働をさせた。

(送致結果) 未済

(2) 法第61条および第62条違反による送致事例

(i) K衣服 身廻品製造業 香川 労働者数 男子7人 女子8人

被疑者YはK衣服、身廻品製造業の事業主であるが、すでに昭和32年11月から同年12月の間女子労働者の深夜業を含む長時間労働違反で毎年1月22日司法事件として送致されたにもかかわらず、

① 昭和33年12月23日から昭和34年2月22日までの間、女子労働者6名に対し1ヵ月当たり違反日数5日、1人1日当たり労働時間最高20時間、平均14時間50分深夜業を行わせ、

② 同期間に、女子労働者6名に対し1人1日当たり平均3.6時間、最高10時間の時間外労働をさせ、

③ 本事業者は昭和32年以来重点事業種として監督指導を組織的に行なってきており、最近では深夜違反は全くみられない状況にあり、当工場は大規模経営に属するにすかかわらず、上記の如き違反をくりかえしたものである。

(送致結果) 略式命令により被疑者Yに罰金10,000円。

(ii) M衣服及び身廻り品製造業 香川 労働者数 男子4人 女子33人 年少者11人

M製造業は輸出用布綿製品の縫製を業とする事業場であり、被疑者Oは工場長、M社員であるが、

① 昭和34年1月29日より30日の2日間、女子労働者に1人1日当たり実労平均14.10時間、最高14.30時間、年少労働者に1人1日当たり実労平均14.10時間、最高13.30時高の深夜業を行わせ、

② 昭和34年1月28日および29日の2日間、女子労働者名に対し、1人1日当たり平均2.50時間、最高5.20時間の時間外労働を行わせ、

③ 被疑者は女子10代年少労働者の徹夜作業を含む長時間労働等の法違反の是正に關し、昭和32年に1回、昭和33年に3回それぞれ請書を、33年に懲書と併せて工場長として提出しているにもかかわらず、是正改善することなく依然として女子10代年少労働者に上記違反をくりかえし、改善のあとかみられない事違反内容が同業種中他に類例をなさない悪質なものである。

(送致結果) 略式命令により被疑者Oに罰金5,000円、同Mに罰金10,000円。

(iv) R紡織品製造業(株) 熊本 労働者数 男子27人 女子34人 年少者13人

被疑者Tは代表取締役で労働基準法について十分知っているのに、再三の警告を無視して違反

をくり返し、

① 昭和32年12月26日から昭和34年1月19日までの間女子労働者55名に対し延559回、4,849時間の休日労働をさせ、

② 同期間に女子労働者31名に対し、1日2時間の協定を超える時間外労働を延552回、888時間行わせ、

③ 同期間に女子労働者31名に対し、1週6時間の協定を超える時間外労働を延180回、1,685時間行わせ、

④ 同期間に女子労働者8名に対し、延8回、49.30時間の深夜業につかせたものである。

(送致結果) 未済

(3) 法第62条違反による送致事例

(i) S染料店(有限) 福島 労働者数 男子16人 女子12人 年少者3人

被疑者Dは代表取締役、同Eは常務取締役の地位にあるが、量的生産に對応するため、比較的低賃金で雇用できる女子および年少者を使用し、法外な時間外、および深夜労働を行わせ、

① 昭和32年9月1日から昭和33年12月31日までの間女子12名、年少者2名に対し1人1ヵ月当最高女子18日、年少者12日、平均女子11日、年少者3日、1人1日当最高7時間、年少者7時間、平均女子1.57時間、年少者2.19時間の深夜労働に従事させ、

② 当店はすでに32年5月申告監督の際にも同一内容の違反を指摘され、さらに今回の再監督においても依然として違反を継続して是正せず刺繡書類の提示を拒み何ら反省の意図がない悪質事業である。

(送致結果) 略式命令により被疑者DおよびEにそれぞれ罰金50,000円。

(ii) U紡績業(株) 大阪 労働者数 男子31人 女子69人 年少者27人

被疑者Gは当工場の常務取締役兼工場長であるが、

① 昭和33年12月21日から昭和34年2月16日までの間女子労働者70名に1ヵ月当最高13日、平均10日、1人1日当最高5.45時間、平均5時間の深夜労働をさせた。  
され、2交替制を採用し、大半は、前番5時～17時、後番17時～5時(又は4時)  
他の日は、先番5時～10.45時、後番13.45時～23時(又は1時)

(送致結果) 略式命令により被疑者Gに罰金10,000円、同U紡績業(株)に罰金20,000円。

(iv) A紡織業 潤井 労働者数 男子3人 女子7人

被疑者Kは労働者10名を使用し、人絹織物製造業を經營しているが、

① 昭和34年5月26日より同月28日までの間何れ法定の除外理由がないにも拘らず、女子労働者6名に対し、延57時間の深夜労働を行わせた。すなわち5月25、26、27日の3日間は女子3名に午後6時から午前5時までの徹夜作業を行わせ、28日は他の3名に交替させて徹夜作業を行わせる予定のところを監査のため保業を中止した計画的悪質事業である。

(送致結果) 略式命令により被疑者Kに罰金3,000円。

(4) 法第63条違反による送致事例

(i) N土木事業 福岡 労働者数 男子1人 女子6人

被疑者AはN土木事業の事業主であるが、昭和33年5月26日、土取場で高さ6メートル、巾10メートルの垂直な方面の下で4名の女子人夫を就労させ、崩壊の危険があるにもかかわらず、安全勾配、土留の設置等適切な措置を講せず、自ら監視人として作業を指揮していた。たまたま三輪車の配車の都合で約15分の余裕を生じたので、被疑者が場所を離れている間に三輪車が到着し、監視人なしで女子人夫4名が積込作業をしていたが、突然6メートルの高所より土砂が崩壊して2名の女子を死亡させる事故を発生させたものである。

(四) Y土石採取業(株) 福岡 労働者数 男子13人 女子32人

被疑者FはY土石採取業(株)の事務取締役、同Bは現場責任者であるが、当該事業場は昭和27年8月以来現在まで女子の死亡事故3件(3名)を惹起しているにもかかわらず、崩壊危険のある地盤の下で昭和33年6月1から同月15日まで女子3名を就労させ、昭和33年6月13日採取現場の土壁高さ2メートル、0.5トンが崩壊し、同現場で後山としてシャベルでベルトコンベアーに積込作業をしていた雑役婦は土砂におし倒され、ベルトコンベアーの鉄枠に体を押圧され、死亡する事故を発生させたものである。

(送致結果) 詞式命令により被疑者Bに罰金5,000円、同Y炭業(株)に罰金5,000円、同専  
務取締役Aに起訴猶予。

### 第1表 調査事業場数

業種分類	規 模	社 数	30人～99人		100人～499人		500人以上		
			A	B	A	B	A	B	
總	數	3,789	3,418	1,822	1,474	1,499	1,355	618	589
D 電 気 業	社	143	140	82	51	50	50	61	59
E 建 設 業	社	149	176	98	71	53	46	10	10
F 机 械 製 造 業 (計)	社	2,084	2,087	834	603	838	723	411	420
18 食 材 品 製 造 業	社	176	175	61	51	80	79	14	15
19 火 ば こ 製 造 業	社	—	—	—	—	—	—	—	—
20 漆 織 工 業	社	426	416	133	128	189	87	106	106
21 衣 服、そ の 他 の 織 構 製 品 製 造 業	社	51	49	34	32	16	16	—	1
22 木 材、木 製 品 製 造 業	社	70	69	54	53	14	14	—	2
23 家 具、发 値 品 製 造 業	社	25	24	18	17	6	6	—	1
24 ハ ル フ、酒、油 加 工 品 製 造 業	社	70	70	27	27	21	21	22	22
25 出 版、印 刷、同 関 連 産 業	社	121	117	64	62	45	45	12	10
26 化 学 工 業	社	136	133	40	39	54	52	42	42
27 石 油 製 品、石 炭 製 品 製 造 業	社	13	13	6	6	4	4	3	3
28 ゴ ム 製 品 製 造 業	社	42	42	7	7	26	26	9	9
29 皮 革、同 製 品 製 造 業	社	4	4	2	2	2	2	—	—
30 黒 業、土 石 製 品 製 造 業	社	108	108	44	44	50	50	11	14
31 鉄 鋼 業	社	91	91	30	30	31	31	80	86
32 非 鉄 金 属 製 造 業	社	32	52	20	30	17	17	5	10
33 金 属 製 品 製 造 業	社	90	89	64	68	35	36	—	1
34 機 械、燃 料 製 造 業	社	133	129	79	76	70	69	34	34
35 電 气 装 置、機 具 制 造 業	社	191	183	60	57	82	82	46	46
36 鋼 鋼 用 鋼 成 分 鋼 製 造 業	社	122	119	41	49	41	40	40	40
37 鋼 鋼 用 鋼 成 分 鋼 製 造 業	社	46	45	18	18	16	16	12	12
38 その他の 製 造 業	社	60	59	24	23	32	32	4	4
G 鑄 元 業 小 元 業	社	363	365	204	151	115	113	60	60
H 金 銀 保 險 業	社	213	202	142	136	53	48	13	10
I 不 力 通 産 業	社	6	6	3	3	0	—	—	—
J 通 商、油、信 業	社	527	572	197	149	267	172	60	52
K 電 气、ガ ス、水、酒 業	社	96	73	26	20	55	41	15	10
L パ ト ピ ン 業	社	159	122	96	61	68	49	10	8

註 A欄は、本調査「労働者数の推移」及び「女子保険実施状況」の割合実績率を示す。

B調は「労働協約、就業規則、その他規定における男女分離者の待遇に関する規定」の範囲を除く場合を除いてある。

第2表 調査事業場

## の労働者数

(昭和12年1月1日)

業種 分類	規 模	總 数				30人~				99人				100人~499人				500人以上													
		労働者数		有夫者数	女子労働者数	労働者数		有夫者数	女子労働者数	労働者数		有夫者数	女子労働者数	労働者数		有夫者数	女子労働者数	労働者数													
		男労 者 総 数	女 子 労 働 者 数			男労 者 総 数	女 子 労 働 者 数			男労 者 総 数	女 子 労 働 者 数			男労 者 総 数	女 子 労 働 者 数			男労 者 総 数	女 子 労 働 者 数												
総	数	1,262,857	347,738	53,072	65,407	63,208	80,344	7,135	6,512	818,210	107,618	18,951	23,924	881,438	209,781	26,836	34,971														
D	飲	業	137,264	9,986	2,031	2,066	1,965	261	136	59	13,058	1,237	581	624	122,231	7,592	2,129	1,462													
E	建	設	業	23,357	2,745	776	651	4,917	662	238	142	10,940	1,344	923	281	7,500	719	219	1,096												
F	製	造	業 (計)	809,989	247,152	34,096	51,379	48,511	17,384	4,250	4,557	179,081	71,506	11,053	16,381	581,397	156,232	18,709	28,441												
18	食	料	品	製	造	業	33,667	14,823	3,261	5,374	4,628	1,750	360	636	17,232	7,369	1,716	3,174	11,807	5,705	1,169	1,556									
19	た	ば	こ	製	造	業	2,902	1,647	712	86	—	—	—	423	227	106	11	2,479	1,420	60	20										
20	織	維	工	業	146,677	106,826	9,270	24,543	7,444	6,214	1,220	1,324	41,145	28,807	3,089	7,428	98,088	72,805	4,961	15,791											
21	衣	服	、	その他の	織維製品	製造業	5,272	3,983	511	1,282	1,945	1,410	199	456	2,794	2,115	236	584	533	458	76	242									
22	木	材	、	木	製	品	製	造	業	7,302	1,568	600	360	8,035	756	342	162	2,322	580	181	180	1,946	233	77	26						
23	家	具	、	装	備	品	製	造	業	2,617	608	178	164	971	251	73	65	1,014	268	74	48	632	89	31	21						
24	ペ	イル	ブ	、	紙	、	紙	精	工	品	製	造	業	27,241	5,523	1,205	751	1,733	777	157	173	4,893	1,707	272	325	20,615	3,039	776	283		
25	出	版	、	印	刷	、	同	関	連	業	26,180	3,897	777	599	4,277	1,044	221	188	8,773	1,702	291	296	13,100	1,151	265	116					
26	化	学	、	工	工	業	81,978	16,608	8,399	2,167	2,320	738	172	139	13,458	3,928	845	592	66,200	11,842	2,382	1,436									
27	石	油	製	品	、	石炭	製	品	製	造	業	3,236	536	122	147	434	141	82	105	650	128	16	11	2,152	267	24	41				
28	G	A	製	品	製	造	業	17,883	8,790	1,082	2,261	437	170	45	38	6,029	2,877	482	1,002	11,419	5,743	555	1,221								
29	皮	革	、	同	製	品	製	造	業	385	91	19	38	120	29	13	12	262	62	6	26	—	—	—	—						
30	織	繊	、	土	石	製	品	製	造	業	25,280	7,461	1,786	1,347	2,226	793	349	281	10,790	3,399	921	696	12,264	3,259	516	402					
31	鉄	鋼	、	鋼	、	業	104,047	6,619	1,960	849	1,641	247	55	56	1,078	540	119	64	96,368	5,832	1,756	722									
32	非	鐵	金	屬	周	製	造	業	27,695	9,003	512	368	1,074	181	82	83	1,985	613	114	91	27,536	2,059	366	933							
33	金	屬	、	金	屬	品	製	造	業	10,214	2,283	573	568	9,075	579	208	205	6,655	1,685	165	56	56	74	10	15						
34	機	械	、	械	械	製	造	業	60,771	8,517	1,497	1,672	4,840	781	204	134	12,345	2,446	498	516	40,386	6,824	766	1,000							
35	電	気	機	械	機	器	製	造	業	98,357	34,016	3,002	5,740	3,485	1,224	520	218	15,503	7,508	976	1,699	70,369	25,208	2,306	6,686						
36	輸	送	用	機	械	器	製	造	業	97,195	8,775	1,880	1,078	2,465	335	102	67	5,671	1,746	238	509	85,069	6,694	1,540	708						
37	計	量	器	、	測定器	化	成	機	械	製	造	業	18,093	6,411	579	994	1,057	299	80	90	3,386	1,148	116	264	13,656	4,960	534	617			
38	そ	の	の	仙	の	製	造	業	11,989	5,268	770	1,041	1,319	661	106	198	5,747	2,510	500	545	4,928	2,127	167	298							
G	電	光	、	電	光	、	元	元	業	73,059	31,525	3,576	4,580	14,206	6,744	586	691	23,231	10,191	1,124	1,947	30,622	17,620	1,866	1,945						
H	金	融	、	保	險	業	69,606	16,104	5,237	1,762	7,180	2,685	511	387	11,385	4,396	1,448	691	19,941	9,511	1,278	789									
I	不	動	、	不	動	産	業	595	116	49	17	149	74	11	13	406	48	8	4	—	—	—	—								
J	通	輸	、	通	信	業	141,687	32,706	4,759	27,964	14,974	6,800	577	258	56,833	10,267	2,520	1,070	73,380	10,281	1,664	1,206									
K	電	気	ガ	ス	水	道	業	28,060	21,976	984	369	1,089	120	54	10	11,978	14,092	387	90	14,450	1,761	448	169								
L	テ	レ	レ	ビ	テ	テ	業	41,330	14,064	8,894	1,046	5,678	8,241	603	403	11,798	7,515	1,507	936	23,914	4,207	651	801								

第3表 女子労働者数

産業分類	規格	総 数		300人~		労働者総数に対する 女子労働者数の割合 昭和34.1.1 昭和34.1.2 昭和34.1.3 昭和34.1.4 昭和34.1.5 昭和34.1.6	労働者総数に対する 女子労働者数の割合 昭和34.1.1 昭和34.1.2 昭和34.1.3 昭和34.1.4 昭和34.1.5 昭和34.1.6												
		区 分	分	300人~															
				現在	現 在	現在	現 在												
				29.1	29.8	15.8	17.8	32.3	32.6	32.3	32.6	32.3	32.6	32.3	32.6	32.3	32.6		
D 飲食、宿泊業		6.1	7.0	35.7	36.1	19.1	19.1	13.3	13.3	22.4	23.1	33.4	33.8	16.4	17.6	22.6	23.8	12.6	12.6
E 電気、ガス、水道業		11.6	12.5	25.9	26.3	16.7	16.7	13.9	13.9	46.4	47.9	10.0	9.8	19.3	17.0	6.3	6.3	4.6	4.6
F 飲食店業(計)		33.2	33.8	15.5	15.2	35.0	35.8	35.8	35.8	35.2	35.0	11.3	11.3	24.3	24.6	8.6	9.0	19.3	20.5
18 食料品製造業		44.3	42.0	20.0	22.2	29.3	37.8	48.2	47.4	49.7	49.5	14.5	15.5	25.7	27.1	11.5	11.5	11.5	11.5
19 火薬と製造業		55.1	56.1	40.1	45.2	—	—	48.0	40.5	42.3	42.6	21.2	23.3	44.6	45.8	19.1	20.1	20.1	20.1
20 織工業		70.9	71.6	10.8	11.3	70.6	70.0	70.0	70.0	72.3	73.4	70.0	70.0	10.1	10.7	72.1	74.2	6.5	6.5
21 衣服、その他の繊維製品製造業		74.4	74.1	11.2	13.0	72.2	72.6	72.6	72.6	71.3	74.1	76.6	75.7	10.1	11.2	69.4	85.9	14.6	16.6
22 木材、木製品製造業		24.9	24.0	39.5	41.1	25.3	24.9	24.9	24.9	43.0	44.0	20.2	25.0	34.6	31.7	12.7	12.0	28.9	31.7
23 家具、架橋品製造業		29.0	25.8	24.5	28.8	22.4	25.6	25.6	25.6	27.1	24.1	26.6	26.4	27.2	27.6	11.5	14.1	30.0	34.6
24 パルプ、紙、紙加工品製造業		37.5	28.1	19.0	19.8	45.3	44.8	44.8	44.8	17.8	20.2	30.2	34.6	16.2	15.9	13.8	14.7	12.6	20.7
25 出版、印刷、同関連産業		19.1	19.2	16.3	19.7	23.9	24.4	24.4	24.4	20.6	21.1	19.5	19.4	15.7	17.1	9.1	8.6	17.7	20.6
26 化学工業		22.5	23.3	20.4	21.2	31.0	31.8	31.8	31.8	25.0	26.0	26.7	29.2	9.3	21.6	17.0	17.0	19.7	20.0
27 石油製品、石炭製品製造業		23.4	22.3	37.4	37.7	35.8	32.5	32.5	32.5	57.3	59.2	19.8	19.7	9.8	12.6	12.4	9.3	9.3	9.3
28 プラスチック製品製造業		48.8	47.9	14.0	14.8	41.4	48.9	48.9	48.9	25.1	26.5	49.2	47.7	5.0	16.6	50.0	50.1	9.5	9.5
29 床革、同製品製造業		26.8	23.6	24.6	26.7	28.7	29.6	29.6	29.6	42.9	44.5	25.1	28.7	5.9	9.7	—	—	—	—
30 黒茶、土石製品製造業		30.5	31.4	28.7	29.5	34.7	35.6	35.6	35.6	41.6	44.0	31.2	31.8	26.2	27.1	23.2	25.1	11.5	15.5
31 金、銅、錫等		7.1	7.2	31.5	30.4	13.4	15.2	15.2	15.2	38.5	34.4	6.6	8.3	2.3	22.0	6.6	8.1	37.4	39.1
32 非鉄金属機器製造業		12.0	13.1	16.5	16.7	14.9	14.1	14.1	14.1	21.4	21.2	16.5	20.1	15.2	14.0	9.1	9.0	13.5	15.5
33 金剛製品製造業		22.8	22.8	27.2	26.8	22.1	21.9	21.9	21.9	31.9	30.9	26.1	24.1	23.2	22.6	4.0	4.1	48.5	51.5
34 鋼、鉄、塑性		13.6	14.8	20.7	21.4	13.6	11.3	11.3	11.3	29.0	31.2	14.7	15.9	13.5	20.1	11.2	13.1	14.5	14.5
35 電気機械器具製造業		32.8	36.8	10.5	11.1	32.2	35.1	35.1	35.1	14.5	16.0	32.6	30.9	13.4	11.6	29.6	30.0	5.6	5.6
36 通信、音響器具製造業		9.7	10.8	21.8	20.6	13.4	12.8	12.8	12.8	29.9	30.4	14.7	18.1	14.3	10.6	7.5	7.9	24.1	23.6
37 計量器、測定器、測量機器、精密機器、理化機器、光学機器、精算機器		62.3	63.8	9.6	10.4	28.4	23.6	23.6	23.6	14.6	10.0	31.5	30.9	7.3	10.1	35.3	36.0	9.4	10.4
38 ものの他(2)製造業		41.6	41.7	16.0	17.1	47.0	47.8	47.8	47.8	15.3	16.6	14.1	43.7	18.0	19.9	40.3	40.2	6.3	7.3
G 化学肥料業		10.1	10.3	10.9	10.4	24.9	36.4	36.4	36.4	14.1	15.7	43.7	43.3	9.6	11.0	40.5	40.6	8.0	10.0
H 全般販売業		11.6	10.6	20.5	20.1	35.0	38.6	38.6	38.6	19.3	20.0	38.4	38.0	27.1	34.9	45.3	45.0	13.0	14.0
I 不動産業		22.2	22.9	15.6	14.8	47.6	49.7	49.7	49.7	14.3	14.9	6.1	10.3	20.9	19.0	—	—	—	—
J 電気、ガス、水道業		9.7	9.8	19.5	20.0	25.4	27.3	27.3	27.3	28.9	26.1	18.1	22.6	24.6	16.6	18.9	16.5	16.5	16.5
K 電気、ガス、水道業		10.8	10.9	20.5	21.3	36.3	37.1	37.1	37.1	15.0	14.9	9.4	9.1	34.6	35.4	12.7	12.7	24.6	25.2
L テレホン、電気機器業		10.8	10.9	20.5	21.3	36.3	37.1	37.1	37.1	24.2	25.1	63.4	66.7	16.3	20.1	10.0	10.6	31.6	32.2

及び有夫者数(%)

9.9人	100人~499人					500人以上
	女子労働者数に対する 有夫者数の割合		女子労働者数に対する 有夫者数の割合		女子労働者数に対する 有夫者数の割合	
	昭和34.1.1	昭和34.1.2	昭和34.1.3	昭和34.1.4	昭和34.1.5	昭和34.1.6
29.1	29.8	15.8	17.8	32.3	32.6	32.3
6.1	7.0	35.7	36.1	19.1	13.3	22.4
11.6	12.5	25.9	26.3	30.3	31.9	23.1
33.2	33.8	15.5	15.2	35.0	35.8	23.4
44.3	42.0	20.0	22.2	29.3	37.8	47.9
55.1	56.1	40.1	45.2	—	—	47.9
70.9	71.6	10.8	11.3	70.6	70.0	73.4
74.4	74.1	11.2	13.0	72.2	72.6	76.6
24.9	24.0	39.5	41.1	25.3	24.9	45.0
29.0	25.8	24.5	28.8	22.4	25.6	34.6
37.5	28.1	19.0	19.8	45.3	44.8	30.2
19.1	19.2	16.3	19.7	23.9	24.4	20.2
22.3	23.3	20.4	21.2	31.0	31.8	26.7
23.4	22.3	37.4	37.7	35.8	32.5	24.1
48.8	47.9	14.0	14.8	41.4	48.9	59.2
26.8	23.6	24.6	26.7	28.7	29.6	26.0
30.5	31.4	26.7	29.5	34.7	35.6	44.0
7.1	7.2	31.5	30.4	13.4	15.2	14.0
12.0	13.1	16.5	16.7	14.9	14.1	21.4
22.8	22.8	27.2	26.8	22.1	21.9	30.9
13.6	14.8	20.7	21.4	13.6	11.3	21.2
32.8	36.8	10.5	11.1	32.2	35.1	31.2
9.7	10.8	21.8	20.6	13.4	12.8	14.7

第4表 労 数

規 模 業 動 者 数	業 動 分 類	総 数																		
		労動者総 数の推移 (1)	男子労働 者数の推移 (2)	女子労働 者数の推移 (3)	有夫者数 (4) × 100	(1) × 100 (5)	(2) × 100 (6)													
総	業	106.1	105.0	105.7	114.7	108.6	105.6	22.2												
D. 鉱	業	94.5	95.0	88.9	92.3	93.5	104.9	30.0												
B. 建	業	103.0	102.6	111.8	116.2	108.6	108.9	24.7												
P. 製	造	業 (計)	108.4	107.4	110.4	115.4	102.7	104.5	25.7											
18. 食	料	品	製	造	業	107.3	106.0	109.1	121.1	102.9	111.0	42.4								
19. た	ば	こ	製	造	業	107.7	105.6	109.9	121.1	104.1	110.2	3.0								
20. 織	維	工	業			104.6	101.5	105.1	109.9	104.5	104.6	25.4								
21. 衣	服	、そ	の	他	の	繊	維	製	品	製	造	業	101.7	102.6	101.4	117.3	98.8	115.7	31.4	
22. 木	材	木	製	品	製	造	業						102.2	103.5	99.2	102.3	95.8	103.1	22.4	
23. 家	具	具	装	備	品	製	造	業					107.7	104.6	118.1	138.8	112.9	117.5	38.2	
24. パ	ル	ブ	紙	、	紙	加	工	品	製	造	業		105.4	104.6	107.5	111.9	102.8	104.1	19.0	
25. 出	版	印	刷	同	関	連	産	業					105.5	105.3	106.3	114.3	100.9	107.5	16.1	
26. 化	学	工	業										105.3	104.3	108.7	113.0	104.2	104.0	16.7	
27. 石	油	製	品	石	炭	製	品	製	造	業			107.4	106.9	102.6	103.2	94.2	100.6	47.6	
28. デ	ム	製	品	製	造	業							113.4	115.3	111.4	117.4	96.6	105.4	32.3	
29. 皮	革	、	同	製	品	製	造	業					98.6	102.9	87.0	94.1	84.5	108.2	36.2	
30. 黒	素	土	石	製	品	製	造	業					109.8	108.3	113.0	116.1	104.3	102.4	23.4	
31. 鋼	鉄	鋼	、	同	製	品	製	造	業				107.6	107.5	108.7	101.4	101.1	93.1	15.3	
32. 非	鐵	金	屬	金	屬	製	造	業					111.2	109.7	121.9	131.8	111.1	108.1	16.1	
33. 金	屬	製	品	製	造	業							107.5	107.6	107.5	103.9	99.9	96.7	26.1	
34. 鐵	成	鐵	、	同	製	品	製	造	業				112.0	110.4	121.9	125.8	110.4	103.0	24.7	
35. 電	電	氣	機	器	具	製	造	業					119.5	113.4	131.7	140.2	116.1	106.5	25.3	
36. 輪	行	用	機	械	器	具	製	造	業				107.9	106.6	120.0	113.4	112.6	94.5	17.5	
37.	理	化	學	機	械	、	測	定	器	測	定	器		113.0	111.0	117.2	126.4	105.6	107.8	23.2
38.	名	の	化	、	の	製	造	業					115.2	114.9	115.6	120.6	100.6	106.8	26.8	
G. 有	亮	業	、	小	亮	業							106.6	106.4	106.7	121.1	100.3	103.5	16.0	
H. 金	融	保	障	業									106.7	103.7	109.1	120.0	105.4	112.7	14.1	
I. 不	可	能	性	業									99.7	86.0	105.6	107.1	124.2	101.4	16.7	
J. 通	信	通	信	業									104.8	104.7	108.4	114.0	100.7	108.2	10.2	
K. 電	電	力	水	水	道	業							100.6	100.5	99.1	100.2	99.6	101.1	8.6	
L. ガ	ス	ガ	ス	ス	ス	業							106.4	106.4	106.4	103.0	99.9	106.8	13.2	

註 1. 昭和34年1月現在の各労動者数を100とした。

註 2. 「女子労働者の年間退職率」は、昭和34年1月現在の女子労働者を100として計算。

## 者 数 の 推 移 (%)

30人～99人										100人～499人										
労働者総 数の推移 (1)	男子労働 者数の推 移(2)	女子労働 者数の推 移(3)	有夫者数 (2) × 100 (3) × 100 者の年間 正確率	女子労働 者数の推 移(1)	労働者総 数の推移 (1)	男子労働 者数の推 移(2)	女子労働 者数の推 移(3)	有夫者数 (2) × 100 (3) × 100 者の年間 正確率	女子労働 者数の推 移(1)	労働者総 数の推移 (1)	男子労働 者数の推 移(2)	女子労働 者数の推 移(3)	有夫者数 (2) × 100 (3) × 100 者の年間 正確率	女子労働 者数の推 移(1)	労働者総 数の推移 (1)	男子労働 者数の推 移(2)	女子労働 者数の推 移(3)	有夫者数 (2) × 100 (3) × 100 者の年間 正確率		
106.0	104.6	105.7	112.0	101.0	106.0	22.7	106.8	106.0	108.3	116.4	102.2	107.5	24.1	106.1	104.9	112.3	115.8	107.7	102.7	18.7
99.7	99.5	101.2	100.9	101.7	99.7	19.8	93.5	94.0	88.6	93.9	94.0	106.0	28.2	94.1	94.0	112.5	91.4	103.1	104.6	
102.1	101.2	108.3	109.2	107.0	100.0	23.2	111.5	110.5	119.5	122.8	108.3	102.7	28.2	93.8	94.0	103.9	110.3	105.9	105.8	
106.5	106.8	106.0	111.9	99.3	105.6	27.8	106.6	108.4	108.9	116.3	100.5	106.8	26.0	109.2	107.0	115.5	118.9	108.2	102.7	20.8
103.7	104.3	102.6	117.3	98.4	114.3	87.3	106.1	107.2	109.3	120.8	102.0	110.1	47.1	112.2	105.4	122.3	124.7	116.0	108.5	21.5
—	—	—	—	—	—	—	99.8	99.5	100.0	101.7	100.5	131.7	4.5	112.7	109.3	115.4	116.2	105.6	102.7	—
101.8	101.2	101.9	107.9	100.2	105.3	25.9	101.8	101.8	101.8	108.5	100.0	106.6	26.2	108.2	101.0	110.9	117.0	109.6	105.5	24.1
100.9	100.0	101.3	121.3	101.3	119.7	32.8	104.3	106.8	103.5	114.6	96.9	110.7	28.6	84.2	111.9	80.9	90.5	72.1	111.9	42.8
102.8	100.4	101.1	106.5	97.8	105.3	20.8	99.5	102.5	91.5	87.9	89.3	96.1	28.4	106.3	107.1	100.4	114.9	93.7	114.4	12.1
104.9	100.1	121.3	153.0	121.2	128.0	41.1	110.9	111.2	110.3	112.1	99.2	101.6	19.3	120.6	117.0	148.3	172.2	126.8	116.1	33.0
104.5	105.4	103.5	117.2	96.2	113.2	28.0	109.0	108.6	109.8	108.4	101.1	98.7	20.9	103.4	102.2	110.3	109.8	107.9	99.5	9.2
105.8	105.1	108.0	111.1	102.9	102.9	19.4	107.2	107.3	106.4	115.9	99.2	106.9	18.5	101.7	102.1	98.2	127.4	96.2	129.7	9.8
105.2	114.5	108.1	100.0	104.9	101.4	20.4	105.8	105.0	107.7	109.9	102.6	111.3	16.2	105.0	103.9	110.0	112.1	105.9	103.6	13.5
106.8	107.7	98.6	102.3	86.1	105.4	73.4	112.8	113.0	112.3	160.0	99.4	142.5	9.6	101.4	101.2	103.1	100.0	101.9	97.0	12.0
103.3	108.0	97.1	86.7	90.2	104.6	21.7	112.4	115.7	108.2	119.6	98.5	110.5	38.0	117.7	117.0	118.3	120.1	101.1	101.6	25.2
100.8	104.4	92.9	108.7	76.8	99.9	34.3	96.7	99.5	91.2	150.0	91.7	164.5	38.2	—	—	—	—	—	—	—
105.9	104.3	106.8	103.7	101.2	89.4	31.7	110.6	110.2	111.6	115.6	101.3	108.6	20.9	111.9	107.8	130.1	165.4	116.0	132.7	18.4
106.3	107.1	116.0	106.7	111.0	98.2	26.3	111.6	111.2	114.9	118.8	103.9	98.6	13.0	102.0	107.1	105.3	98.7	98.4	98.6	13.2
107.2	106.2	107.9	104.0	100.7	97.0	22.9	116.7	111.3	143.9	132.5	129.8	92.1	16.1	105.5	109.7	108.3	149.4	98.7	132.9	13.0
108.0	113.9	107.2	126.1	59.1	107.5	32.6	107.4	107.3	107.7	103.6	100.4	96.4	24.3	100.3	100.3	104.3	140.0	104.1	95.9	21.7
114.4	112.1	116.4	158.3	102.2	128.9	23.9	10.6	102.4	119.7	125.4	109.7	104.3	25.4	111.9	109.5	100.5	116.4	119.3	96.9	24.5
117.1	112.3	127.5	118.6	114.0	103.6	22.2	119.1	113.3	129.1	130.9	113.9	101.4	12.3	120.1	113.7	105.4	142.4	119.1	105.2	19.5
112.6	109.6	114.0	75.0	101.8	68.7	22.9	113.2	108.7	139.5	138.0	128.3	95.3	24.7	105.1	105.1	109.6	104.4	104.3	95.9	11.5
109.3	101.0	102.1	115.2	99.6	109.6	38.9	122.3	117.2	131.0	131.0	111.9	128.4	32.4	109.0	107.3	112.1	130.8	104.6	119.7	16.9
103.4	104.7	105.2	118.2	106.3	111.0	38.0	111.1	114.8	110.1	121.9	98.5	110.6	23.9	158.3	161.3	129.1	206.7	140.8	114.2	25.6
105.9	101.6	107.1	108.5	102.3	105.7	19.6	106.9	106.5	107.3	121.4	100.8	112.1	20.6	107.6	109.7	105.0	145.1	95.8	119.1	14.6
102.7	97.4	104.6	110.0	102.7	104.1	15.8	109.4	108.6	116.0	140.8	105.8	121.4	15.6	106.3	105.0	107.8	116.6	98.0	104.9	9.2
101.4	97.4	105.7	110.0	106.5	104.1	13.8	92.7	80.7	106.0	100.0	90.1	95.3	10.0	—	—	—	—	—	—	—
103.5	103.7	102.5	113.5	76.4	110.8	17.0	105.1	104.9	106.0	114.2	101.0	107.7	14.1	105.3	105.1	107.9	116.2	102.7	103.4	12.7
97.2	97.3	102.5	100.0	105.0	87.0	3.3	100.3	100.5	97.7	99.0	97.3	101.8	6.1	102.6	103.6	100.3	101.0	97.9	104.5	9.2
103.9	101.4	105.8	112.3	104.3	106.1	19.2	105.9	105.1	106.4	110.5	101.2	106.7	19.3	114.1	111.6	106.9	123.4	113.3	103.1	16.1

第5表 産前休業者

数及び休業日数

事業分類	規格	休業日数別産前休業者数						30人へ						500人以上										
		有夫者に対する産前休業者数(%)			1人平均休業日数			有夫者に対する産前休業者数(%)			1人平均休業日数			有夫者に対する産前休業者数(%)			1人平均休業日数							
		6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合	6週間以内のを超え数不明の割合								
1. 飲食料品業	12.4	100.0	76.4	21.3	3.3	33.8	9.3	100.0	74.6	20.7	31.5	12.4	100.0	71.3	9.0	34.1	16.6	100.0	76.4	21.3	4.6	34.7		
D. 織物業	9.2	100.0	64.7	15.8	—	34.7	9.7	100.0	58.3	41	—	51.3	100.0	77.8	9.7	37.6	11.6	100.0	74.0	6.0	—	33.9		
E. 金属製造業	5.2	100.0	37.9	38.5	33.6	35	4.1	100.0	55.0	42	—	20.8	100.0	70.0	16.0	65.0	45.7	100.0	100.0	—	—	40.0		
F. 造船・機械製造業	11.9	100.0	75.8	20.9	3.3	39	7.2	100.0	73.1	22.9	4.0	52.3	12.2	100.0	76.3	20.1	3.6	34.5	18.0	100.0	76.8	20.7	4.5	38.6
G. 食料品製造業	9.4	100.0	69.1	28.5	2.4	34.5	4.9	100.0	46.7	53.8	—	36.3	10.7	100.0	71.7	25.0	3.3	32.6	12.6	100.0	76.3	27.8	0.7	40.2
H. 木材・木製品製造業	26.2	100.0	66.7	33.3	—	35	—	—	—	18.1	1.9	29.5	15.3	100.0	80.2	16.1	3.7	28.2	19.9	100.0	60.8	39.2	—	36.0
I. 織維工業	14.2	100.0	81.8	16.3	2.4	29.5	9.2	100.0	80.0	15.6	10.5	36.4	9.7	100.0	85.0	10.0	5.0	39.5	17.9	100.0	—	60.0	40.0	78.0
J. 衣服、その他繊維製品製造業	11.2	100.0	71.4	17.5	11.1	39.7	11.6	100.0	73.7	17.4	13.0	37.5	6.3	100.0	76.9	23.1	—	39.6	10.4	100.0	71.4	26.6	—	36.0
K. 木材・木製品製造業	7.0	100.0	71.2	19.0	9.8	37.9	7.2	100.0	69.6	16.7	6.8	30.5	9.5	100.0	95.0	4.2	—	29.1	17.7	100.0	76.0	20.0	4.0	60.4
L. 家具・床・便器製造業	6.0	100.0	90.0	—	10.0	24.2	4.3	100.0	100.0	16.7	6.8	36.6	7.6	100.0	52.6	47.4	—	44.3	14.4	100.0	70.7	13.8	10.0	28.6
M. 出版・印刷、同関連産業	7.9	100.0	52.0	46.2	1.8	37.4	7.0	100.0	42.5	9.1	9.1	25.4	17.7	100.0	70.4	26.4	3.2	32.9	18.2	100.0	71.7	25.8	3.7	36.5
N. 化学工業	15.7	100.0	71.7	24.5	3.8	33.7	6.4	100.0	81.8	9.1	9.1	36.8	14.4	100.0	79.3	20.7	—	44.2	10.0	100.0	100.0	—	—	42.0
O. 石油製品・石炭製品製造業	0.2	100.0	100.0	—	—	42.0	—	—	—	20.0	—	36.8	14.4	100.0	79.3	20.7	—	32.1	24.3	100.0	55.4	36.6	10.0	55.0
P. プラスチック製品製造業	15.8	100.0	71.5	26.5	2.0	37.9	11.4	100.0	80.0	15.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
Q. 皮革・革製品製造業	5.9	100.0	100.0	—	—	15.0	35.7	100.0	100.0	15.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
R. 黒堜・土石・瓦・石・瓦業	6.8	100.0	73.0	35.2	1.6	34.7	5.9	100.0	68.2	36.0	10.2	6.6	100.0	83.3	15.2	1.5	30.5	28.6	100.0	65.6	32.2	2.5	36.7	
S. 玻璃・鏡・鏡製造業	6.9	100.0	84.2	14.3	0.5	38.4	0.1	100.0	35.5	36.7	—	30.7	4.8	100.0	100.0	—	—	31.0	10.2	100.0	81.9	31.0	1.1	38.0
T. 非鉄金属製造業	10.5	100.0	75.8	20.6	0.4	35.3	0.3	100.0	—	100.0	—	15.1	10.1	100.0	92.0	7.0	—	35.4	11.6	100.0	59.0	34.0	—	37.0
U. 金・銀・製造業	5.3	100.0	72.2	21.0	—	39.0	0.1	100.0	71.6	28.6	—	56.4	10.1	100.0	73.2	27.0	4.2	48.2	10.9	100.0	100.0	—	—	36.0
V. 鉄成・鉄・鋳・鋳業	18.3	100.0	82.7	19.0	1.3	30.2	6.0	100.0	100.0	15.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
W. 電気機械器具製造業	12.1	100.0	78.3	19.4	2.1	35.0	5.6	100.0	75.0	30.9	14.3	25.1	10.1	100.0	77.0	32.0	—	34.4	13.0	100.0	70.0	22.4	6.8	36.3
X. 携帯用機器部品製造業	10.0	100.0	69.5	25.4	5.1	34.2	7.0	100.0	65.7	30.8	14.3	25.1	10.1	100.0	65.5	22.3	18.9	24.6	10.0	91.0	7.0	—	38.2	
Y. 化学肥料・樹脂・合成樹脂・合成樹脂・化粧品・化粧品・香料・香料	10.3	100.0	80.2	9.9	0.8	38.8	5.0	100.0	100.0	28.5	14.3	44.5	7.6	100.0	65.2	33.7	16.1	23.6	20.6	100.0	67.7	21.8	5.1	36.0
Z. その他公製造業	3.5	100.0	43.0	11.7	1.1	34.1	3.4	100.0	62.1	28.5	14.3	25.1	9.1	100.0	77.0	32.0	16.4	19.7	10.0	100.0	72.6	16.6	5.8	35.9
G. 塗料・漆・油・灰	5.8	100.0	66.7	20.9	11.3	34.5	0.6	100.0	50.0	9.4	34.4	28.2	9.6	100.0	74.2	23.6	2.2	19.1	15.1	100.0	87.8	39.3	2.7	45.8
H. 被保険業	10.6	100.0	73.9	18.9	1.2	38.6	6.9	100.0	65.5	11.9	—	18.5	9.3	100.0	76.1	20.8	3.1	22.1	16.3	100.0	78.5	24.0	—	36.2
I. 飲食・宿泊・宿業	5.6	100.0	100.0	—	—	31.0	—	—	—	12.5	100.0	100.0	—	—	31.0	—	—	—	—	—	—	—	—	
J. 通船・橋・道路業	10.4	100.0	41.4	27.7	1.1	34.6	2.0	100.0	73.6	23.5	0.9	21.3	100.0	70.1	28.6	1.0	14.2	7.6	100.0	71.1	28.1	0.4	34.7	
K. 電気・ガス・水道業	14.7	100.0	96.5	14.7	0.7	37.6	0.7	100.0	100.0	14.6	—	19.6	16.2	100.0	81.1	15.9	—	25.2	9.7	100.0	80.0	15.0	6.0	35.0
L. 公用事业	10.4	100.0	71.4	17.7	0.7	36.4	4.1	100.0	61.9	14.6	3.7	39.7	10.9	100.0	80.0	16.6	0.4	53.5	16.3	100.0	86.1	19.7	—	38.8

第6表 産後休業者

産業分類	規模区分	総 数						30人						数及び休業日数								
		休業日数別産後休業者数(%)			1人平均休業日数			休業日数別産後			休業日数別産後休業者数(%)			1人平均休業日数			休業日数別産後休業者数(%)					
		計	5~6週間を超えるもの	6週間を超過するも不明のもの	5~6週間のもの	計	5~6週間のもの	休業日数	計	5~6週間のもの	休業日数	計	5~6週間のもの	休業日数	計	5~6週間のもの	休業日数	計	5~6週間のもの	休業日数		
基	農業	100.0	60.5	34.8	4.8	48.2	100.0	60.4	32.8	6.8	46.4	100.0	57.0	38.8	4.2	47.6	100.0	68.0	29.7	4.5	43.7	
D	製造業	100.0	74.5	23.6	1.9	44.3	100.0	33.3	53.3	8.4	59.1	100.0	63.9	33.0	2.0	43.9	100.0	68.3	11.7	—	44.6	
E	建設業	100.0	11.2	39.7	49.1	61.9	100.0	11.1	55.0	93.9	70.2	100.0	10.0	25.0	65.0	49.4	100.0	50.0	60.0	—	45.5	
F	製造業(計)	100.0	60.2	33.9	5.9	46.1	100.0	34.5	35.8	9.7	49.3	100.0	59.4	35.8	4.8	46.6	100.0	64.5	30.5	5.0	43.3	
18	食料品製造業	100.0	63.6	27.3	8.9	45.4	100.0	42.8	50.0	7.2	54.8	100.0	68.5	22.6	8.9	48.9	100.0	61.3	28.8	9.9	42.5	
19	たばこ製造業	100.0	48.4	51.6	—	46.2	—	—	—	—	—	100.0	39.1	60.9	—	49.0	100.0	52.6	17.4	—	43.9	
20	織工業	100.0	56.5	38.8	4.7	47.3	100.0	47.5	42.4	10.1	48.5	100.0	57.6	39.6	2.8	48.8	100.0	62.3	34.6	3.1	44.2	
21	衣服その他の機械製品製造業	100.0	50.0	25.9	24.1	43.3	100.0	55.0	25.0	20.0	46.9	100.0	51.9	29.6	18.5	37.2	100.0	—	13.3	86.7	76.0	
22	木材、木製品製造業	100.0	68.5	19.9	11.6	45.2	100.0	69.6	17.4	10.0	45.9	100.0	75.0	16.7	8.3	42.1	100.0	14.3	65.7	—	47.9	
23	文具、塗装品製造業	100.0	75.0	25.0	—	46.0	100.0	50.0	60.0	—	50.0	100.0	100.0	—	—	42.0	—	—	—	—	—	
24	ペルブ、紙、紙加工品製造業	100.0	56.4	40.2	3.4	44.0	100.0	30.0	10.0	—	49.0	100.0	50.0	93.0	—	45.0	100.0	64.0	30.1	7.0	43.3	
25	出版、印刷、同関連産業	100.0	66.6	30.6	2.9	44.6	100.0	30.7	10.0	—	41.0	100.0	41.0	55.0	—	49.7	100.0	44.0	37.2	17.8	42.4	
26	化粧品工業	100.0	64.0	31.1	4.9	45.4	100.0	76.9	28.1	—	56.1	100.0	55.7	55.7	5.6	45.0	100.0	55.0	25.3	6.1	45.8	
27	石油製品、石炭製品製造業	100.0	—	100.0	—	49.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	100.0	—	49.0		
28	合成製品製造業	100.0	55.3	41.4	3.3	43.2	100.0	100.0	—	—	42.0	100.0	60.0	35.0	5.5	42.0	100.0	31.9	57.0	1.1	74.0	
29	皮革、同製品製造業	100.0	—	100.0	—	81.0	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
30	繊維、土石製品製造業	100.0	56.2	32.9	10.9	45.4	100.0	35.0	35.0	—	80.0	100.0	61.2	15.0	3.0	43.0	100.0	74.8	49.9	3.0	41.0	
41	鉄鋼業	100.0	82.7	10.2	4.1	44.0	100.0	35.3	66.7	—	62.0	100.0	68.0	16.7	—	36.2	100.0	52.5	7.0	4.5	41.0	
32	非鉄金属製造業	100.0	63.0	28.8	8.2	41.0	100.0	—	—	—	100.0	—	100.0	75.0	25.1	—	40.6	100.0	52.1	12.9	—	40.0
60	金属製品製造業	100.0	49.7	50.3	—	58.0	100.0	14.0	85.7	—	86.0	100.0	64.7	35.0	—	46.4	100.0	—	100.0	—	41.0	
34	機械製造業	100.0	79.8	16.0	4.2	43.0	100.0	100.0	47.7	—	42.0	100.0	68.0	25.5	10.7	46.0	100.0	61.1	15.6	0.0	40.1	
35	電気機械器具製造業	100.0	70.0	23.7	6.3	45.3	100.0	71.4	90.0	—	42.1	100.0	61.8	40.9	7.3	50.0	100.0	74.0	16.7	6.7	44.0	
36	輸送用機械器具製造業	100.0	51.3	39.9	6.8	42.7	100.0	71.4	28.0	—	47.0	100.0	57.1	42.9	—	40.1	100.0	46.5	41.9	11.0	42.0	
37	計量器、測定器、測量機械、精密機械、理化学機器、光学機器、時計製造業	100.0	75.0	21.6	2.7	41.9	100.0	—	100.0	—	45.0	100.0	56.0	38.4	8.5	45.0	100.0	91.1	7.9	1.0	40.6	
38	その他の製造業	100.0	26.1	65.7	8.2	55.0	100.0	57.1	26.6	14.3	40.0	100.0	10.5	74.1	7.4	63.5	100.0	8.7	91.3	—	59.0	
G	紡織業、小売業	100.0	68.4	26.7	4.9	40.0	100.0	76.9	21.7	4.4	42.2	100.0	69.2	28.6	2.2	41.9	100.0	54.0	27.5	8.5	45.7	
H	金融、保険業	100.0	70.0	26.6	—	12.2	100.0	72.1	23.3	4.6	40.2	100.0	63.7	32.4	3.9	41.7	100.0	77.3	22.7	—	44.9	
I	不動産業	100.0	—	100.0	—	12.0	—	—	—	—	100.0	—	100.0	—	—	126.0	—	—	—	—	—	
J	通信、情報業	100.0	56.4	34.2	4.4	44.6	100.0	57.3	60.6	1.9	43.0	100.0	49.0	49.4	0.6	45.6	100.0	47.8	49.0	3.2	43.7	
K	電気ガス水道業	100.0	55.2	35.8	1.0	43.4	100.0	55.6	41.4	—	44.1	100.0	60.9	37.5	1.0	40.4	100.0	68.3	16.7	—	42.4	
L	汽船業	100.0	52.5	38.7	3.8	54.3	100.0	69.1	37.0	3.6	40.6	100.0	50.8	42.0	4.4	71.7	100.0	58.2	4.8	—	42.0	

第7表 生死産

業種分類 区 分	総 数					3.0
	出	生	死	産	計	
織 織	100.0	99.8	0.7	0.5	100.0	
D 製 美	100.0	99.9	0.1	0.0	100.0	
E 建 製	100.0	100.0	—	—	100.0	
F 机 造 業 (15)	100.0	98.6	6.5	100.0		
G 食 料 品 制 造 業	100.0	98.1	4.9	100.0		
H た ば こ 制 造 業	100.0	89.2	10.8	—	100.0	
I 繊 维 工 業	100.0	93.9	6.1	100.0		
J 衣 服 そ の 他 の 繊 维 製 品 製 造 業	100.0	93.6	7.4	100.0		
K 木 材 木 製 品 製 造 業	100.0	96.4	3.6	100.0		
L 家 具 装 備 品 製 造 業	100.0	75.0	25.0	100.0		
M パ ル ブ 洗 紙 加 工 品 製 造 業	100.0	94.0	6.0	100.0		
N 出 版 印 刷 同 關 境 産 業	100.0	93.7	6.3	100.0		
O 化 学 工 業	100.0	94.6	5.4	100.0		
P 石 油 製 品 石 炭 製 品 製 造 業	100.0	100.0	—	—	100.0	
Q プ ル 制 造 製 造 業	100.0	93.4	6.6	100.0		
R 皮 草 同 製 品 製 造 業	100.0	100.0	—	100.0		
S 燃 料 土 石 製 品 製 造 業	100.0	92.2	7.8	100.0		
T 鋼 鋼 鋳 造 業	100.0	93.5	6.5	100.0		
U 非 鋳 金 属 製 造 業	100.0	100.0	—	100.0		
V 金 属 製 品 製 造 業	100.0	86.9	13.1	100.0		
W 鋼 鋼 製 造 業	100.0	93.9	6.1	100.0		
X 高 気 壓 机 器 製 造 業	100.0	89.1	10.9	100.0		
Y 電 用 機 器 品 製 造 業	100.0	93.7	6.3	100.0		
Z 電 用 機 器 品 製 造 業	100.0	93.7	6.3	100.0		
aa 塗 料 漆 單 製 造 業	100.0	90.5	3.5	100.0		
bb そ の 他 の 製 造 業	100.0	96.6	3.4	100.0		
C 制 丸 球 小 丸 球	100.0	94.0	6.0	100.0		
H 金 属 保 全 業	100.0	94.0	6.0	100.0		
I 不 动 产 事 業	100.0	100.0	—	—	100.0	
J 通 信 情 告 業	100.0	94.7	9.3	100.0		
K 電 水 力 水 値 業	100.0	89.5	10.4	100.0		
L そ の 他 の 事 業	100.0	95.2	4.8	100.0		

業種分類 区 分	別 件 数					3.0
	人 ~ 99 人	100 人 ~ 499 人	500 人 以 上	出 生	死 産	
				出 生	死 産	
	%	%	%	計	計	
	99.5	8.5	2%	100.0	92.7	7.8
	91.8	18.2	100.0	96.8	13.2	100.0
	100.0	—	100.0	—	—	100.0
	94.3	5.7	100.0	93.0	7.0	100.0
	100.0	—	100.0	94.5	5.5	100.0
	—	100.0	—	87.0	13.0	100.0
	94.7	5.3	100.0	99.4	6.6	100.0
	95.0	5.10	100.0	89.9	11.1	100.0
	96.0	6.10	100.0	100.0	—	100.0
	99.0	0.10	100.0	100.0	—	100.0
	91.3	6.2	100.0	92.8	7.4	100.0
	100.0	—	100.0	94.3	5.7	100.0
	100.0	—	100.0	—	—	100.0
	100.0	—	100.0	92.6	7.4	100.0
	100.0	—	100.0	—	—	100.0
	90.6	9.5	100.0	98.0	2.0	100.0
	100.0	—	100.0	60.7	39.3	100.0
	100.0	—	100.0	53.6	46.4	100.0
	100.0	—	100.0	—	—	100.0
	100.0	—	100.0	—	—	100.0
	78.4	28.6	100.0	94.1	5.9	100.0
	93.9	7.1	100.0	93.9	6.1	100.0
	97.5	12.5	100.0	82.3	17.7	100.0
	100.0	—	100.0	85.7	14.3	100.0
	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0
	100.0	—	100.0	96.3	3.7	100.0
	91.3	8.7	100.0	92.3	7.7	100.0
	93.2	6.8	100.0	95.0	5.0	100.0
	—	100.0	—	100.0	—	100.0
	92.2	7.8	100.0	91.0	9.0	100.0
	86.7	14.3	100.0	90.5	9.5	100.0
	94.6	5.7	100.0	96.5	3.5	100.0

### 第8表 妊娠及分娩

# による退職状況

規 格 品 種 業 分 類	総 数		30人		99人		100人		499人		500人		
	区 分	退職時期別に見た妊娠 婦の退職者数(%)	妊娠婦に 対する退 職者の割 合										
			前産休業前産後休業 前の正職休業中の後の退職 者の退職者数										
A 電 気 機 器 業	41.8	100.0	42.6	11.3	48.3	44.8	100.0	45.4	14.2	40.4	41.8	100.0	41.6
B 織 織 業	36.5	100.0	32.0	19.7	48.3	60.0	100.0	44.6	22.2	33.3	40.0	100.0	31.0
C 建 設 業	55.8	100.0	32.4	28.0	19.0	50.0	100.0	20.0	60.0	20.0	62.5	100.0	20.0
D 製 造 業	48.4	100.0	36.7	10.6	52.5	56.5	100.0	42.6	11.6	45.8	51.1	100.0	35.6
E 食 料 品 製 造 業	57.6	100.0	44.8	8.0	47.2	78.1	100.0	64.0	8.0	28.0	54.3	100.0	29.8
F 織 織 業 (T)	44.4	100.0	30.0	—	70.0	—	—	—	—	4.2	100.0	100.0	—
G 食 料 品 製 造 業	57.8	100.0	49.0	10.1	40.9	50.0	100.0	34.6	5.4	60.0	44.0	100.0	28.9
H 織 織 業	42.5	100.0	28.1	8.2	63.7	41.4	100.0	28.1	46.2	30.7	56.7	100.0	6.7
I 衣 服 そ の 他 の 織 維 製 品 製 造 業	55.7	100.0	19.0	40.1	40.9	50.0	100.0	28.5	16.7	30.7	11.8	28.5	64.7
J 木 材 、 木 製 品 製 造 業	69.5	100.0	32.9	19.4	47.7	70.6	100.0	28.5	18.5	70.0	66.7	100.0	100.0
K 家 具 、 芸 術 品 製 造 業	57.1	100.0	25.0	—	75.0	50.0	100.0	50.0	—	50.0	51.4	100.0	45.5
L パ ル ブ 、 紙 精 加 工 品 製 造 業	39.9	100.0	60.0	3.2	46.8	50.0	100.0	70.5	11.8	17.6	55.2	100.0	12.0
M 出 版 、 印 刷 、 同 関 連 产 业	57.8	100.0	65.7	10.9	24.0	58.6	100.0	33.3	22.2	41.5	40.5	100.0	32.0
N 化 学 工 業	36.9	100.0	30.1	8.8	61.1	52.9	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	—
O 石 油 製 品 、 石 炭 製 品 製 造 業	93.6	100.0	100.0	—	—	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	—
P プ ラ ス チ 製 品 製 造 業	52.3	100.0	16.5	9.4	24.1	60.0	100.0	—	—	100.0	56.7	100.0	43.0
Q 皮 革 、 同 製 品 製 造 業	100.0	100.0	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	—
R 磷 薬 、 土 石 製 品 製 造 業	60.3	100.0	29.9	8.8	61.3	52.2	100.0	16.7	16.7	56.6	56.7	100.0	17.9
S 鋼 鐵 、 鋼 鐵 業	34.4	100.0	40.2	20.7	39.1	56.7	100.0	50.0	—	50.0	55.6	100.0	35.0
T 非 鐵 金 屬 製 造 業	51.9	100.0	19.0	19.1	61.9	100.0	100.0	75.0	8.3	16.7	56.7	100.0	59.3
U 金 屬 製 品 製 造 業	69.8	100.0	51.9	12.9	35.2	75.0	100.0	75.0	—	100.0	30.5	100.0	59.3
V 機 械 製 造 業	48.2	100.0	31.0	6.0	60.0	64.7	100.0	27.3	—	27.3	49.0	100.0	49.0
W 電 気 機 器 製 造 業	61.3	100.0	48.6	10.2	41.2	69.2	100.0	28.6	14.3	57.1	65.7	100.0	24.4
X 梯 送 用 機 械 器 具 製 造 業	53.4	100.0	51.8	13.8	34.4	77.8	100.0	100.0	—	47.6	100.0	30.0	44.2
Y 計 量 指 定 測 定 機 械 、 医 疗 机 械 、 理 化 学 机 械 、 光 学 机 械 、 特 种 机 械 制 造 業	47.3	100.0	52.3	20.6	27.1	60.0	100.0	50.0	10.0	40.0	61.8	100.0	52.2
Z その 他の 製 造 業	59.9	100.0	41.1	17.1	41.8	83.0	100.0	74.1	—	25.9	50.5	100.0	34.1
A 鉄 、 鋼 、 小 型 機 械 業	61.8	100.0	68.4	3.3	38.3	62.5	100.0	56.7	23.3	20.0	25.6	100.0	69.4
B 金 融 、 保 險 業	35.7	100.0	63.6	15.6	20.8	46.9	100.0	100.0	—	25.6	100.0	71.9	100.0
C 不 動 產 業	100.0	100.0	66.7	—	33.0	100.0	100.0	100.0	—	10.0	10.0	80.6	16.5
D 通 信 、 通 信 機 械 業	15.0	100.0	42.6	14.0	44.0	9.5	100.0	100.0	—	10.0	41.5	100.0	24.4
E 電 気 、 ガ ス 、 水 道 業	33.8	100.0	47.7	10.4	42.2	14.0	100.0	44.6	26.4	29.0	33.3	100.0	49.3
F ラ ジ オ ニ ク ス 業	31.0	100.0	47.3	17.0	35.0	30.4	100.0	44.6	—	—	—	—	57.4

第9表 産前ににおける

業種 区分 区 分	規 模	総 数		30人	
		被婦に対する転換時期別にみた転換者数(%)	被婦に対する転換者数(%)	被婦に対する転換時期	被婦に対する転換者数(%)
		計	産前6週間産前6週間に より前に転換した者	計	産前6週間に より前に転換した者
		%	%	%	%
A 食料品業	10.5	100.0	81.2	18.8	11.4
D 織織業	9.4	100.0	47.9	52.1	6.3
E 建設業		100.0	—	—	100.0
H 製造業(計)	11.3	100.0	29.7	20.8	12.3
I-8 食料品製造業	25.8	100.0	97.4	2.6	—
I-9 たばこ製造業	16.9	100.0	83.8	16.2	—
20 繊維工業	11.8	100.0	77.1	22.9	13.7
21 衣服その他の機械製品製造業	11.1	100.0	87.5	12.5	4.5
22 木材木製品製造業	24.3	100.0	31.6	68.4	33.3
23 家具装備品製造業		100.0	—	—	100.0
24 パルプ、紙、紙加工品製造業	18.7	100.0	46.4	54.6	6.7
25 出版、印刷、同関連産業	6.2	100.0	100.0	—	38.5
26 化学工業	6.6	100.0	64.5	35.5	14.8
27 石油製品、石炭製品製造業		100.0	—	—	100.0
28 ラバープラスチック製品製造業	12.0	100.0	87.5	12.5	60.0
29 皮革、筒製品製造業		100.0	—	—	100.0
30 焼成、土石製品製造業	19.1	100.0	87.1	12.9	26.6
31 鉄鋼業	3.6	100.0	88.9	11.1	36.0
32 非鉄金属製造業	11.3	100.0	100.0	—	—
33 金属製品製造業	3.8	100.0	100.0	—	6.3
34 鋼鐵機械製造業	5.5	100.0	68.0	32.0	—
35 電気機械器具製造業	3.9	100.0	93.1	6.9	—
36 機械用機器器具製造業		100.0	—	—	100.0
37 計算機、測量機械、医療機械、電子装置、光学機器、精密機器	2.8	100.0	100.0	—	20.0
38 地のもの製造業	6.6	100.0	100.0	—	16.7
G-1 乳業、小売業	5.8	100.0	75.4	24.6	3.8
H 金属加工業		100.0	—	—	100.0
I 不動産業		100.0	—	—	100.0
J 電気通信業	10.0	100.0	87.6	12.4	11.1
K 電気力ガス水道業	7.6	100.0	100.0	—	—
L 紙、印刷業	10.3	100.0	89.5	10.5	13.1

軽易業務転換状況

被婦に対する転換時期別にみた転換者数(%)	被婦に対する転換者数(%)	30人以下		30人以上	
		計	産前6週間に より前に転換した者	計	産前6週間に より前に転換した者
80.0	20.0	10.7	100.0	85.1	14.9
100.0	—	20.9	100.0	11.1	88.9
—	—	100.0	—	—	—
80.0	20.0	11.2	100.0	84.7	15.3
—	—	22.5	100.0	95.3	4.7
—	—	31.8	100.0	71.4	28.6
88.2	11.8	10.6	100.0	76.8	21.2
100.0	—	27.3	100.0	83.3	16.7
—	—	100.0	—	—	—
83.3	66.7	41.6	100.0	—	—
—	—	100.0	—	—	—
100.0	—	17.5	100.0	68.3	31.7
—	—	10.9	100.0	100.0	—
50.0	50.0	7.7	100.0	81.6	18.3
—	—	100.0	—	100.0	—
100.0	—	100.0	—	100.0	—
100.0	—	1.6	100.0	1.6	100.0
—	—	100.0	—	100.0	—
100.0	—	14.9	100.0	92.8	7.7
—	—	7.7	100.0	100.0	—
100.0	—	15.0	100.0	—	100.0
—	—	10.1	100.0	100.0	—
100.0	—	23.1	100.0	100.0	—
—	—	10.9	100.0	100.0	—
100.0	—	2.2	100.0	100.0	—
—	—	5.9	100.0	100.0	—
—	—	7.1	100.0	100.0	—
100.0	—	44.4	100.0	55.6	44.4
—	—	5.6	100.0	100.0	—
97.3	2.7	8.3	100.0	80.0	20.0

第10表 育児時

間 請 求 状 況

業 種 分 類	規 模 区 分	30人						100人～499人						500人以上						
		産婦のうち育児時間請求実入員(%)			産婦のうち育児時間請求した者の割合			産婦のうち育児時間請求実入員(%)			産婦のうち育児時間請求した者の割合			産婦のうち育児時間請求実入員(%)			産婦のうち育児時間請求した者の割合			
		計	1日2回各30分を与えられた者	1日2回各30分を超えて与えられた者	計	30分を与えられた者	1日2回各30分を超えて与えられた者	計	計	1日2回各30分を与えられた者	1日2回各30分を超えて与えられた者	計	30分を与えられた者	1日2回各30分を超えて与えられた者	計	計	1日2回各30分を与えられた者	1日2回各30分を超えて与えられた者	計	
総 数		32.7	100.0	26.1	32.7	35.7	34.3	29.1	100.0	70.8	29.1	38.4	100.0	54.4	45.6	30.3	100.0	82.4	17.6	
D 飲 食 業		39.5	100.0	31.4	39.5	18.5	60.0	100.0	100.0	53.1	—	53.1	100.0	83.2	11.6	32.9	100.0	71.7	28.3	
E 通 販 業		10.2	100.0	99.0	10.2	16.7	100.0	100.0	100.0	—	—	—	100.0	100.0	—	50.0	100.0	—	100.0	
E 制 造 業 (計)		26.5	100.0	91.7	26.5	8.8	26.2	100.0	100.0	80.1	16.9	79.6	100.0	92.0	8.0	52.1	100.0	95.5	4.5	
18 食 料 品 制 造 業		17.3	100.0	71.7	17.3	28.3	23.1	100.0	100.0	38.9	46.7	14.2	100.0	95.0	5.0	25.5	100.0	46.4	53.5	
19 犬 ば と 制 造 業		62.8	100.0	100.0	62.8	—	—	100.0	100.0	—	—	—	82.6	100.0	100.0	—	53.9	100.0	100.0	
20 織 工 業		41.9	100.0	93.6	41.9	6.4	35.3	100.0	100.0	85.4	14.6	59.1	100.0	93.2	6.8	51.7	100.0	98.8	1.2	
21 衣 服 そ の 他 の 繊 維 製 品 製 造 業		29.9	100.0	94.5	29.9	5.5	29.4	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0	87.5	12.5	10.0	100.0	100.0	100.0	
22 木 材、木 製 品 製 造 業		13.6	100.0	42.9	13.6	57.1	10.5	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0	100.0	—	—	—	—	—	
23 家 具、装 備 品 製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
24 パ ル ブ、紙、紙 加 工 品 製 造 業		39.1	100.0	100.0	39.1	—	30.0	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0	100.0	—	61.9	100.0	100.0	—	
25 出 版、印 刷、同 関 連 業		7.2	100.0	100.0	7.2	—	13.3	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
26 化 学 工 業		22.9	100.0	91.6	22.9	8.4	25.0	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0	100.0	—	24.7	100.0	33.2	16.1	
27 石 油 製 品、石 炭 製 品 製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
28 ゴム 製 品 製 造 業		17.3	100.0	88.2	17.3	11.8	—	—	—	—	—	—	20.0	100.0	88.3	16.7	17.0	100.0	100.0	
29 皮 革、同 製 品 製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
30 磯 葉、土 石 型 品 製 造 業		20.1	100.0	66.7	20.1	33.3	22.2	100.0	100.0	50.0	50.0	23.8	100.0	78.0	25.7	9.9	100.0	22.8	53.3	
31 鋼 調		8.3	100.0	100.0	8.3	—	—	—	—	—	—	16.7	100.0	100.0	—	2.4	100.0	100.0	—	
32 非 金 属 廉 製 造 業		19.1	100.0	92.0	19.1	7.7	—	—	—	—	—	16.4	100.0	100.0	—	39.4	100.0	85.7	14.3	
33 金 属 製 品 製 造 業		9.4	100.0	100.0	9.4	—	16.7	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
34 錫 成 品 製 造 業		29.1	100.0	89.5	29.1	10.5	30.8	100.0	100.0	100.0	—	—	20.0	100.0	66.7	69.0	22.0	100.0	100.0	
35 電 気、機 械、器 具 製 造 業		18.1	100.0	100.0	18.1	—	—	—	—	—	—	3.9	100.0	100.0	—	19.9	100.0	100.0	—	
36 精 進 用 装 備 品 製 造 業		17.2	100.0	97.6	17.2	2.4	16.7	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	18.9	100.0	97.2	2.8
37 計量器、測定器、測定機械、化粧品、化粧製造業		15.7	100.0	100.0	15.7	—	50.0	100.0	100.0	100.0	—	33.3	100.0	100.0	—	8.2	100.0	100.0	—	
38 不 伝 の 伝 媒 業		16.9	100.0	95.7	16.9	14.3	16.7	100.0	100.0	100.0	—	22.7	100.0	80.0	20.0	—	—	—	—	
G 金 一 元、英 小 金 製 造 業		17.9	100.0	61.6	17.9	18.2	16.0	100.0	100.0	66.7	33.3	7.8	100.0	85.7	14.3	4.7	100.0	100.0	—	
H 金 融、保 借 業		61.8	100.0	84.0	61.8	26.0	23.1	100.0	100.0	100.0	—	80.6	100.0	30.0	70.0	42.7	100.0	—	100.0	
I 不 動 产 店 本 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
J 通 售、通 信 業		66.6	100.0	18.5	66.6	8.4	16.2	100.0	100.0	31.3	68.7	66.6	100.0	13.0	87.0	27.6	100.0	43.8	56.2	
K 電 气、ガ ス、水 道 業		36.7	100.0	90.4	36.7	9.6	22.2	100.0	100.0	100.0	—	44.3	100.0	58.9	11.1	2.4	100.0	100.0	—	
L 电 脚、E パ ン チ 業		26.3	100.0	86.4	26.3	13.0	25.5	100.0	100.0	92.0	7.7	29.6	100.0	81.6	18.2	9.0	100.0	30.4	69.6	

第11表 生 理 休

暇 請 求 状 況

産業分類	標準区分	経 済										70人未満									
		生理休暇の請求を与えた事業場の労働者					生理休暇の請求を与えた事業場の労働者					生理休暇の請求を与えた事業場の労働者					生理休暇の請求を与えた事業場の労働者				
		回数	請求し請求した女子労働者数	回数	請求し請求した女子労働者数	回数	請求し請求した女子労働者数	回数	請求し請求した女子労働者数	回数	請求し請求した女子労働者数	回数	請求し請求した女子労働者数	回数	請求し請求した女子労働者数	回数	請求し請求した女子労働者数	回数	請求し請求した女子労働者数	回数	
1. 農	計	24.4	30.0	1.6	4.6	8.7	1.8	11.5	18.5	1.5	5.2	7.8	0.9	26.2	36.7	1.6	4.2	8.3	1.8	38.5	73.5
1. A 農業	14.4	27.8	1.9	6.0	9.9	1.4	6.0	12.9	1.6	5.9	9.0	0.9	20.1	34.0	1.9	6.4	12.1	2.4	33.4	60.7	
1. B 生産設	11.5	12.7	1.9	6.7	10.7	1.2	6.9	10.5	1.9	10.0	8.4	1.0	16.0	18.6	1.9	4.7	9.1	1.4	18.8	30.0	
1. C 制造	22.7	30.8	1.4	4.3	5.8	1.3	0.0	17.9	1.4	4.6	6.6	0.7	20.4	46.2	1.6	8.9	5.2	1.1	35.1	76.9	
1. D 食料品製造業	13.2	27.1	1.6	5.0	8.0	1.0	6.1	18.6	1.5	4.6	6.6	0.4	12.6	42.5	1.6	5.9	9.7	1.2	30.5	60.0	
1. E たばこ製造業	28.3	100.0	1.5	9.0	18.6	10.6	—	—	—	—	—	—	64.8	100.0	1.9	7.5	14.4	9.3	85.9	100.0	
1. F 織工業	23.2	42.6	1.2	3.5	4.2	1.0	6.8	21.8	1.5	5.6	8.1	0.3	19.8	60.0	1.4	3.1	9.6	0.7	35.1	90.6	
1. G 衣服その他の繊維製品製造業	3.7	20.6	1.5	4.5	6.9	0.3	1.9	14.7	1.4	7.0	10.1	0.2	6.6	18.6	1.4	8.1	4.6	0.3	1.9	100.0	
1. H 木材木製品製造業	11.3	10.9	1.6	4.6	7.4	0.8	6.4	7.4	2.3	7.0	9.3	0.6	19.1	35.4	1.2	1.6	1.2	0.6	14.6	50.0	
1. I 家具装備品製造業	4.1	5.5	1.2	2.9	3.5	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.1	5.1	10.6
1. J ペルフ、紙加工品製造業	18.8	33.2	1.6	5.1	8.2	1.5	6.3	22.2	1.8	7.1	7.5	0.1	23.5	42.6	1.5	4.5	6.6	0.6	35.4	72.7	
1. K 出版印刷同連運業	24.2	39.0	1.6	5.7	9.0	2.2	20.4	37.6	1.5	6.2	9.4	1.5	28.7	40.0	1.6	4.7	6.7	1.9	24.5	76.0	
1. L 学工業	26.4	27.7	1.3	5.9	7.9	2.1	8.4	7.6	1.0	8.6	3.4	1.1	23.5	44.6	1.5	6.6	10.0	2.4	68.1	85.7	
1. M 石油製品、石炭製品製造業	18.5	35.0	1.5	6.2	7.7	1.4	7.7	39.9	1.4	5.7	9.6	0.7	18.6	35.0	1.4	4.0	6.6	0.9	57.5	100.0	
1. N 化学製品製造業	15.5	45.7	1.3	3.2	4.2	0.6	4.7	25.6	1.0	8.0	4.4	1.0	16.5	30.0	1.6	3.4	6.2	0.7	48.0	100.0	
1. O 飲食同製品製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1. P 糖米土石製品製造業	24.4	27.1	1.3	3.7	4.6	1.3	2	16.4	1.6	6.6	8.9	0.7	21.8	40.0	1.3	3.2	10.0	1.3	21.1	57.1	
1. Q 鋼鋼業	33.2	16.2	1.9	10.2	13.7	6.5	6.1	6.7	1.2	5.2	6.2	0.4	17.0	22.6	1.6	6.2	10.5	1.8	48.0	68.8	
1. R 非鉄金属製造業	19.2	22.0	1.2	3.4	4.1	0.6	23.9	20.0	1.1	4.0	4.0	1.0	17.0	41.0	1.4	4.0	5.6	0.9	57.5	100.0	
1. S 金属製品製造業	20.8	20.6	1.3	3.8	4.8	1.0	12.4	13.0	1.3	2.3	3.1	0.4	27.9	42.9	1.2	4.8	5.5	1.6	18.0	100.0	
1. T 印刷業	20.9	21.3	1.4	4.1	5.6	1.2	7.8	11.4	1.3	6.5	11.0	0.9	27.6	44.3	1.4	2.4	4.7	1.0	22.9	58.8	
1. U 電気機械器具製造業	17.6	41.9	1.4	3.5	5.2	1.9	36.7	33.9	1.5	4.0	5.4	1.3	25.4	60.5	1.6	3.9	6.0	1.0	49.3	84.4	
1. V 輸送用機械器具製造業	15.5	19.3	1.4	5.2	7.4	1	4.0	19.6	1.4	5.4	8.7	1.2	13.3	36.5	1.4	5.5	7.6	0.9	17.2	77.5	
1. W 電気機械器具、化粧品、精製品	25.4	26.9	1.4	5.6	6.8	1.7	7	46.7	1.5	8.6	16.2	0.8	25.7	37.5	1.7	6.9	7.6	1.9	32.6	76.0	
1. X その他(2) 化工業	19.8	21.6	1.1	4.8	4.9	0	10.1	20.8	1.1	7.8	8.5	1.2	18.7	46.9	1.1	3.8	4.4	0.8	45.0	50.0	
1. Y 化学肥料業	18.3	21.1	1.1	6.2	5.0	1.6	2.4	16.7	1.5	6.4	9.7	0.9	35.0	44.5	1.4	5.4	4.6	1.7	40.7	56.0	
1. Z 財物保険業	10	12.8	1.5	4.5	5.8	0.7	1.1	13.1	1.6	3.1	16.0	0.2	16.0	37.7	1.6	0.2	1.0	0.3	12.8	11.6	
I 不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
J 世帯通信業	50.1	44.45	1.6	3.5	5.2	0.5	1.1	19.4	1.4	6.2	8.7	0.9	14.8	54.0	1.6	3.0	3.8	0.8	49.7	69.5	
K 電気ガス水道業	26.9	26.9	1.4	5.4	8.0	2.2	12.5	80.8	1.4	2.3	30.9	0.4	30.9	61.6	1.7	5.4	7.0	2.0	22.0	57.5	
L その他	12.5	23.81	1.0	0.4	1.6	0.6	10.3	19.3	1.5	4.5	6.6	0.4	20.3	38.4	1.1	2.3	3.0	0.7	50.0	67.5	

**第12表 労働協約 就業規則その他の規則における  
その1 総則**

業種分類	区 分	総 計	(A) の 数 う ち						30人~		
			規定	規定	(A) の	規定	規定	規定	規定	規定	規定
			計	不明してある(A)	小計	不明してある(A)	男女別(年齢区分)	男女別(年齢区分)	計	不明してある(A)	規定
D 鉄 素 材	業	100.0	1,234.4	84.4	100.0	9.5	15.7	77.5	100.0	15.5	83.0
B 造 設 業	業	100.0	0.238.5	51.3	100.0	7.0	19.0	74.0	100.0	—	51.6
B 製 造 業 (計)		100.0	1,537.9	60.6	100.0	6.5	16.8	76.7	100.0	2.0	41.0
I8 食 料 品 製 造 業	業	100.0	1,230.6	66.2	100.0	3.0	16.7	80.3	100.0	1.8	33.8
I9 た ば こ 製 造 業		—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—
20 織 織 工 業	業	100.0	2.437.7	59.9	100.0	5.3	18.1	76.6	100.0	4.1	31.2
21 衣服その他繊維製品製造業	業	100.0	5.032.8	52.2	100.0	8.0	28.0	64.0	100.0	6.2	34.4
22 木 材、木 製 品 製 造 業	業	100.0	—	37.3	62.7	100.0	6.6	14.5	78.9	100.0	—
23 家 具、装 備 品 製 造 業	業	100.0	—	45.5	54.5	100.0	9.1	36.4	54.5	100.0	—
24 パ ル ブ、紙、紙 加 工 品 製 造 業	業	100.0	2.430.6	64.0	100.0	—	8.2	91.8	100.0	3.7	44.3
25 出 版、印 刷、同 関 連 産 業	業	100.0	1.238.5	59.8	100.0	6.8	14.9	78.3	100.0	1.6	49.3
26 化 学 工 業	業	100.0	0.946.1	53.0	100.0	6.6	14.4	79.0	100.0	—	46.2
27 石 油 製 品、石 炭 製 品 製 造 業	業	100.0	—	62.7	37.3	100.0	—	—	100.0	—	33.3
28 ポ ム 製 品 製 造 業	業	100.0	4.721.7	73.6	100.0	—	18.9	81.1	100.0	14.2	42.9
29 皮 革、同 塑 品 製 造 業	業	100.0	—	50.0	50.0	100.0	—	—	100.0	—	50.0
30 黒 業、土 石 製 品 製 造 業	業	100.0	—	38.1	61.9	100.0	10.2	11.3	78.5	100.0	—
31 鋼 鋼 鋼	業	100.0	2.046.5	51.5	100.0	8.3	2.6	39.1	100.0	5.3	53.3
32 非 鋳 金 属 製 造 業	業	100.0	2.128.0	69.9	100.0	6.9	23.4	67.7	100.0	—	65.0
33 金 属 製 品 製 造 業	業	100.0	1.422.7	55.9	100.0	8.8	22.9	73.4	100.0	1.9	39.6
34 精 械 製 造 業	業	100.0	2.239.7	56.1	100.0	5.9	16.1	78.0	100.0	2.7	43.4
35 同 気 機 械 器 具 製 造 業	業	100.0	—	34.7	65.3	100.0	5.6	21.1	73.4	100.0	—
36 相 通 用 機 械 器 具 製 造 業	業	100.0	0.247.0	52.8	100.0	13.4	13.0	73.6	100.0	—	46.7
37 同 電 気、測 定 備 品、医 療 備 品、化 学 備 品、同 有 価 金	業	100.0	—	40.5	50.4	100.0	16.1	26.9	57.0	100.0	—
38 そ の 一 他 の 製 造 業	業	100.0	2.195.6	71.9	100.0	16.9	19.5	79.2	100.0	4.4	30.4
G 日 元 業 小 元 業	業	100.0	1.129.4	39.7	100.0	5.9	16.1	77.7	100.0	1.6	34.5
H 金 融、保 険、販 售 業	業	100.0	0.624.0	73.7	100.0	2.5	15.9	50.5	100.0	—	34.9
I 不 动 产	業	100.0	—	55.6	144.4	100.0	—	—	100.0	—	55.7
J 通 品、通 信 業	業	100.0	1.026.9	74.1	100.0	5.0	10.7	84.5	100.0	1.4	23.6
K 電 気、力、ス、水、道 業	業	100.0	—	24.0	64.0	100.0	4.8	5.4	90.5	100.0	—
L ナ ー タ ン ビ ワ 業	業	100.0	1.725.2	76.1	100.0	12.2	74.6	80.2	100.0	1.5	23.4

## 男女労働者の待遇に関する規定からみた事業場数的規定期

99人		100人～499人						500人以上							
(A) のうち		規定			(A) のうち			規定			(A) のうち				
小計	男女別 の規定 がある もの	男女 別等 待遇を定 めている もの	計	不明 して ない	して ある (A)	小計	男女 別の 規定 がある もの	男女 別等 待遇を定 めている もの	計	不明 して ない	して ある (A)	小計	男女 別の 規定 がある もの	男女 別等 待遇を定 めている もの	
99	75	25	100	6	24	96	26	26	100	0	0	100	16	25	
100.0	7.8	18.8	75.4	100.0	0.7	30.1	69.3	100.0	4.4	14.2	81.4	100.0	0.0	49.8	
100.0	12.5	18.8	68.7	100.0	—	24.0	75.0	100.0	3.6	51.1	76.3	100.0	—	75.1	
100.0	17.4	28.9	54.0	100.0	—	3.5	56.5	100.0	11.5	11.5	77.0	100.0	—	70.0	
100.0	7.8	17.8	74.4	100.0	0	90.6	9.4	100.0	4.6	16.1	79.1	100.0	—	64.6	
100.0	3.8	15.1	81.1	100.0	1	23.4	74.7	100.0	14.7	18.6	79.7	100.0	—	46.7	
—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—	100.0	—	—	100.0	
100.0	6.8	26.5	69.9	100.0	0.8	28.4	71.1	100.0	4.6	14.3	81.2	100.0	1	63.7	
100.0	6.3	26.0	68.4	100.0	—	25.0	75.0	100.0	6.7	50.3	50.0	100.0	—	100.0	
100.0	7.1	15.4	75.0	100.0	—	35.7	64.3	100.0	0.1	10.1	77.8	100.0	—	100.0	
100.0	14.2	44.4	44.4	100.0	—	38.3	61.7	100.0	—	—	100.0	100.0	—	100.0	
100.0	—	7.1	92.9	100.0	—	4.5	55.2	100.0	—	6.0	55.0	100.0	—	55.4	
100.0	8.3	13.9	77.8	100.0	2	23.3	76.6	100.0	3.4	15.3	79.3	100.0	—	49.9	
100.0	9.6	19.1	71.4	100.0	2.0	44.2	55.8	100.0	4.6	10.7	85.7	100.0	2	45.2	
100.0	—	—	100.0	100.0	—	50.0	50.0	100.0	—	—	100.0	100.0	—	100.0	
100.0	—	—	100.0	100.0	—	7	92.3	100.0	—	25.0	75.0	100.0	—	44.4	
100.0	—	—	100.0	100.0	—	50.0	50.0	100.0	—	—	100.0	100.0	—	100.0	
100.0	14.5	7.7	80.8	100.0	—	34.0	56.0	100.0	9	10.3	72.7	100.0	—	26.5	
100.0	15.4	—	84.6	100.0	—	35.5	54.5	100.0	—	5.0	95.0	100.0	—	40.0	
100.0	7.7	23.1	69.2	100.0	5	9	11.7	82.4	100.0	7	23.7	57.1	100.0	6	62.6
100.0	8.1	29.9	67.0	100.0	—	51.4	48.6	100.0	5	9	—	94.1	100.0	—	100.0
100.0	7.3	17.1	75.6	100.0	11.5	30.4	69.6	100.0	4	21.4	9	80.9	100.0	—	47.1
100.0	5.2	21.1	76.3	100.0	—	32.9	67.1	100.0	0.3	36.6	61.4	50.0	100.0	—	54.5
100.0	15.6	19.5	73.3	100.0	—	37.5	52.5	100.0	12.0	20.0	65.0	100.0	2	55.0	
100.0	18.2	23.6	45.4	100.0	—	58.8	41.7	100.0	14.3	—	85.7	100.0	—	50.0	
100.0	26.7	—	73.3	100.0	—	18.7	81.3	100.0	3	82.3	11	100.0	—	25.0	
100.0	7.1	17.3	75.6	100.0	—	19.5	80.5	100.0	3	21.4	7	82.1	100.0	—	36.7
100.0	2.9	17.5	79.6	100.0	2	12	17.0	8	100.0	—	14.7	85.3	100.0	—	50.0
100.0	—	—	100.0	100.0	—	33.3	66.7	100.0	—	—	100.0	100.0	—	100.0	
100.0	5.4	11.7	82.9	100.0	0	15.8	84.5	100.0	4	3	8.7	87.0	100.0	—	34.0
100.0	6.7	6.7	86.6	100.0	—	39.0	61.0	100.0	—	—	100.0	100.0	—	69.2	
100.0	4.6	8.0	77.1	100.0	2	9	28.6	69.4	100.0	5.9	5.9	88.2	100.0	—	44.1
100.0	—	—	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—

第12表 その2

産業分類	規格区分	基			(A)のうち			男女同一賃金の規定がある場合
		社	不明	規定してない	規定している	小計	不明	
農	業	100.0	0.8	34.4	84.8	100.0	4.6	66.3
D 鉱	業	100.0	1.7	48.9	42.4	100.0	1.1	56.4
E 建	設	業	100.0	—	49.8	50.2	100.0	9.4
F 織	造	業 (社)	100.0	0.6	38.4	61.0	100.0	5.7
18 食	料	品	製	造	業	100.0	0.6	35.6
19 た	ば	と	製	造	業	—	—	—
20 織	錐	工	業	—	26.5	73.4	100.0	7.2
21 衣服、その他の繊維製品製造業	—	100.0	2.5	26.1	71.4	100.0	12.2	48.8
22 木	材	木	製	品	製	造	業	100.0
23 家	具、装	備	品	製	造	業	—	56.6
24 パルプ、紙、紙加工品製造業	—	100.0	—	33.2	66.8	100.0	—	61.2
25 出版、印刷、同関連産業	—	100.0	—	35.5	63.4	100.0	3.7	84.1
26 化	学	工	業	—	35.9	63.9	100.0	5.4
27 有	油	製	品	石炭製品製造業	—	60.5	39.2	100.0
28 コ	ム	製	品	製	造	業	—	48.5
29 皮	革、同	製	品	製	造	業	—	83.6
30 無	炭、土	石	製	品	製	造	業	100.0
31 金	銅	鋼	業	—	2.8	48.4	48.8	100.0
32 非	金	屬	製	造	業	—	51.6	47.2
33 金	屬	製	品	製	造	業	—	39.7
34 機	械	機	械	製	造	業	—	48.3
35 機	気機	械	機	具	製	造	業	—
36 極	用	機	械	器	具	製	造	業
37 電	子	電	子	電	子	電	子	電
38 石	油	化	工	業	—	20.1	79.9	100.0
39 石	油	化	工	業	—	1.9	98.0	100.0
H 金	屬	收	取	業	—	2.4	97.6	100.0
I 不	可	動	機	器	—	0.6	99.4	100.0
J 電	機	器	機	器	—	1.0	98.9	100.0
K 電	気	力	ス	小	造	業	—	25.8
L ガ	ス	化	工	業	—	25.2	74.8	100.0

初任給、昇給、各種手当に關する規定

年齢	性別	勤続年数	各種手当	30人～99人												100人～299人												300人～																			
				(A)のうち				(B)のうち				(C)のうち				(D)のうち				(E)のうち				(F)のうち				(G)のうち																			
				規定しない である(A)	規定する ある(B)	男女同賃金の規定 がある(C)	男女別賃金の規定 がある(D)																																								
18.0	男	18.0	63.0	54.0	100.0	0.9	38.1	61.0	100.0	4.6	84.4	81.0	—	10.0	87.4	58.8	88.4	100.0	0.5	27.0	72.6	100.0	4.5	89.1	82.4	—	7.2	74.9	55.3	49.4	100.0	0.4	20.8	88.3	100.0	4.2	81.2	34.6	—	4.5	74.6	84.0	21.7				
19.0	男	19.0	51.9	100.0	3.2	58.1	38.7	100.0	8.3	56.7	25.9	—	—	50.7	56.7	78.3	100.0	—	44.0	55.0	100.0	—	53.9	45.4	—	23.0	50.4	38.5	61.5	100.0	—	32.4	86.0	100.0	5.1	47.9	34.0	—	5.0	42.6	84.9	16.5					
20.0	男	20.0	50.5	100.0	—	55.9	51.4	100.0	11.1	51.4	37.9	—	—	70.0	59.0	99.0	100.0	—	50.9	93.0	100.0	—	68.2	58.1	—	17.3	57.1	71.1	66.1	100.0	—	70.0	59.0	100.0	—	68.7	33.3	—	10.0	42.4	—	—					
21.0	男	21.0	52.5	100.0	0.8	45.1	54.1	100.0	5.7	55.7	38.5	—	8.3	67.5	34.4	62	100.0	0.3	26.9	72.8	100.0	5.6	55.2	38.4	—	6.6	63.5	57.4	46.1	100.0	1.6	38.9	70.1	100.0	4.2	60.2	35.6	—	5.9	50.2	45.5	21.0					
22.0	男	22.0	74.1	68.1	100.0	—	42.0	55.0	100.0	6.5	51.7	29.8	—	—	71.4	65.7	65	100.0	1.3	22.8	78.9	100.0	6.0	41.7	51.7	—	—	99.3	64.8	54.8	100.0	0.7	35.3	60.0	100.0	—	44.4	55.6	—	—	10.0	50.0	20.0				
23.0	男	23.0	60.8	62.2	100.0	—	37.4	62.6	100.0	5.2	44.2	50.6	—	7.7	61.5	59.0	71.4	100.0	—	14.4	65.6	100.0	9.3	56.3	34.4	—	9.1	78.2	63.6	50.9	100.0	0.9	15.1	84.0	100.0	5.0	69.7	24.7	—	10.0	68.6	59.1	45.5				
24.0	男	24.0	71.4	55.7	100.0	5.1	75.0	71.5	100.0	13.1	47.8	39.1	—	—	77.8	33.1	85.0	100.0	—	31.3	68.7	100.0	9.1	54.5	36.4	—	—	50.0	25.0	50.0	100.0	—	—	60.0	100.0	—	—	100.0	—	—							
25.0	男	25.0	44.1	100.0	—	50.4	49.3	100.0	4.3	53.4	38.1	—	37.5	50.0	37.8	37.4	100.0	—	28.6	71.4	100.0	—	70.0	30.0	—	—	35.3	33.3	66.7	100.0	—	50.0	50.0	100.0	—	14.0	100.0	—	—	18.0	100.0	—					
26.0	男	26.0	35.0	35.0	100.0	—	63.2	25.3	100.0	—	66.7	31.0	—	—	100.0	—	—	100.0	—	63.3	66.7	100.0	—	51.0	50.0	—	—	100.0	—	100.0	—	100.0	—	100.0	—	—											
27.0	男	27.0	35.0	31.9	100.0	—	40.4	59.1	100.0	—	64.6	31.3	—	—	60.0	66.0	40.0	100.0	—	19.6	61.0	100.0	—	62.7	37.3	—	12.5	75.0	37.0	25.0	100.0	—	31.4	31.4	100.0	—	44.4	55.6	—								
28.0	男	28.0	52.5	52.5	100.0	—	48.1	52.1	100.0	—	52.1	30.5	—	—	76.0	55.0	45.0	100.0	—	35.6	64.4	100.0	6.2	45.5	12.4	—	4.0	100.0	60.0	49.0	100.0	—	30.0	70.0	100.0	—	30.0	100.0	—								
29.0	男	29.0	40.0	40.0	100.0	—	40.0	39.0	100.0	—	40.0	30.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	50.0	50.0	—	—	100.0	—	100.0	—	44.7	55.3	—	—	100.0	—	100.0	—	40.0	100.0	—							
30.0	男	30.0	65.4	61.9	100.0	—	42.9	57.1	100.0	—	75.0	25.0	—	—	100.0	100.0	—	—	100.0	—	7.2	92.3	100.0	—	4.7	58.3	—	—	100.0	—	100.0	—	44.4	55.6	100.0	—	20.0	40.0	100.0	—	100.0	—	100.0	—			
31.0	男	31.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	50.0	50.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
32.0	男	32.0	65.0	65.0	100.0	4.8	59.1	66.1	100.0	6.2	58.0	43.8	—	—	85.2	56.0	61.4	100.0	—	12.0	59.0	100.0	8.8	50.0	41.2	—	14.3	60.0	47.0	44.0	100.0	—	21.4	70.6	100.0	21.4	46.4	27.2	—	100.0	—	100.0	—	100.0	—	100.0	—
33.0	男	33.0	55.7	58.6	100.0	—	60.0	18.0	100.0	26.0	50.0	25.0	—	33.3	—	60.7	100.0	3.2	38.7	58.1	100.0	5.5	77.8	56.7	—	—	100.0	33.3	100.0	—	43.4	56.7	100.0	—	9.1	11.1	52.0	—	100.0	—	100.0	—	—				
34.0	男	34.0	50.0	50.0	100.0	5.0	50.0	56.0	100.0	7.7	53.8	38.5	—	20.0	60.0	100.0	—	11.4	59.2	100.0	—	58.3	46.7	—	—	100.0	71.4	42.9	100.0	—	13.3	46.7	100.0	—	70.9	23.1	—	100.0	—	100.0	—	—					
35.0	男	35.0	61.5	63.0	100.0	—	42.2	52.8	100.0	—	53.6	43.8	—	—	—	93.3	77.0	12.0	100.0	—	51.4	48.5	100.0	—	38.8	61.2	—	—	—	99.0	24.4	14.0	100.0	—	100.0	—	100.0	—	100.0	—	100.0	—					
36.0	男	36.0	61.3	69.0	100.0	1.3	53.2	14.3	100.0	5.2	55.9	35.3	—	—	79.0	79.0	14.0	100.0	—	34.3	66.3	100.0	5.5	71.7	24.0	—	—	100.0	61.3	86.4	100.0	—	61.2	47.6	—	5.9	14.4	43.6	16.0	—							
37.0	男	37.0	62.9	60.3	100.0	—	38.6	61.3	100.0	—	62.9	37.1	—	—	7.7	76.9	61.5	100.0	1.2	29.3	69.3	100.0	1.7	47.4	50.9	—	—	100.0	80.7	44.0	100.0	—	56.4	63.6	100.0	7.4	35.7	77.1	—	6.0	18.0	25.0	11.0	—			

第12表 その3

規格区分	規格出	規格				内訳				合計
		計	不明	規定してない	規定してある	小計	計不明	男女別	男女別	
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	
總	*	100.0	1.5	58.2	40.3	100.0	2.9	58.3	13.8	—
D. 食 品	茶	100.0	—	66.8	32.9	100.0	9.1	69.2	—	—
E. 織 造 業		100.0	—	91.1	8.9	100.0	4.1	88.1	12.2	—
F. 織 造 製 造 (販)		100.0	1.4	68.2	32.4	100.0	3.2	79.3	16.9	—
18. 食 品 工 业 製 造 業		100.0	0.3	35.9	40.5	100.0	7.0	79.1	13.9	—
19. た ぼ こ 制 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
20. 織 造 工 业 業		100.0	1.6	60.1	38.3	100.0	5.4	70.4	24.3	—
21. 衣 服、その他の繊維製品製造業		100.0	—	73.4	26.5	100.0	9.3	51.6	39.7	—
22. 木 材、木 産 品 製 造 業		100.0	1.7	79.0	19.3	100.0	—	77.3	25.2	—
23. 家 具、安 価 用 品 製 造 業		100.0	—	56.1	9.9	100.0	—	50.0	50.0	—
24. ベ イ ブ、被 布 制 造 工 业 製 造 業		100.0	3.4	77.3	26.9	100.0	4.6	86.2	9.3	—
25. 出 版、印 刷、同 關 連 事 業		100.0	2.3	50.7	32.0	100.0	—	98.4	11.6	—
26. 化 学 工 业 業		100.0	0.2	62.0	37.5	100.0	1.8	57.8	14.7	—
27. 石 油 製 品、石炭製品製造業		100.0	—	74.5	25.5	100.0	4.1	59.6	23.1	—
28. 電 気、電 品 製 造 業		100.0	—	54.3	45.7	100.0	—	74.6	25.4	—
29. 皮 脱、毛 毛 紡 織 製 造 業		100.0	—	66.3	33.7	100.0	—	100.0	—	—
30. 黒 磁、土 砂 磁 製 造 業		100.0	—	89.1	10.9	100.0	3.5	84.2	15.3	—
31. 鉄、鋼、鋁 制 造 業		100.0	—	79.3	20.8	100.0	4.6	82.9	9.8	—
32. 非 金 属 立 体 製 造 業		100.0	0.6	60.3	39.2	100.0	3.2	71.3	20.6	—
33. 金 属 制 造 業		100.0	1.4	71.0	27.0	100.0	—	79.5	20.5	—
34. 機 械 製 造 業		100.0	2.1	70.6	27.3	100.0	—	85.9	11.1	—
35. 電 気、機 械、機 器、其 他 製 造 業		100.0	10.3	67.4	32.4	100.0	1.5	67.8	10.7	—
36. 相 边 用 品 成 品 製 造 業		100.0	—	68.8	31.2	100.0	—	84.5	14.4	—
37. 計 算 器、測 定 器、制 律 器、照 明 器、通 信 器、其 他 製 造 業		100.0	0.6	54.9	40.5	100.0	—	74.7	21.3	—
38. そ の 他 の 製 造 業		100.0	2.8	61.5	38.0	100.0	—	74.6	22.3	—
G. 建 筑、施 工 小 作 業		100.0	6.8	54.3	42.2	100.0	1.4	84.0	17.4	—
H. 金 融、保 険 業		100.0	—	32.5	63.5	100.0	1.9	83.2	16.4	—
I. 不 利 利 通 債 業		100.0	—	44.4	55.6	100.0	—	100.0	—	—
J. 加 工、調 制、同 類 業		100.0	1.1	43.1	56.9	100.0	3.4	90.1	9.9	—
K. 電 気、ガ ス、水、供 水 業		100.0	—	42.3	57.6	100.0	2.0	91.9	8.1	—
L. 中 一 二 三 会 社		100.0	—	48.9	50.0	100.0	3.2	83.0	14.7	—

職階、身分制における格付、昇格に関する規定

年 度	不 明 格	付 界 格	30人未満者						100人未満者						500人以上者								
			計	不 明	規 定 し て な い (A)	小 計	不 明	規 定 し て な い (A)	小 計	不 明	規 定 し て な い (A)	小 計	不 明	規 定 し て な い (A)	小 計	不 明	規 定 し て な い (A)	小 計					
18.9	67.1	55.4	100.0	1.7	88.0	85.8	100.0	3.3	51.9	51.4	—	21.3	63.8	62.6	100.0	1.1	49.9	49.0	100.0				
19.0	60.0	41.0	100.0	3.2	74.2	72.6	100.0	—	100.0	—	—	—	100.0	1.0	40.0	39.0	100.0	5.3	64.2	10.3			
20.6	66.7	53.0	100.0	—	66.0	40.0	100.0	3.6	55.4	10.1	—	66.2	68.7	65.7	100.0	—	63.0	57.0	100.0				
21.7	55.2	53.8	100.0	1.6	75.0	23.4	100.0	4.2	76.0	19.6	—	24.3	59.5	45.0	100.0	1.1	53.1	45.0	100.0				
22.1	50.0	40.6	100.0	3.7	65.4	30.9	100.0	12.0	76.0	12.0	—	—	33.3	100.0	100.0	2.3	36.7	60.8	100.0				
23.3	70.8	43.1	100.0	1.6	74.8	23.6	100.0	6.9	55.2	37.9	—	9.1	63.6	36.4	100.0	1.6	47.0	50.8	100.0				
24.0	48.0	64.0	100.0	—	71.9	28.1	100.0	11.1	55.6	33.3	—	23.3	33.0	66.7	100.0	—	81.3	18.7	100.0				
24.6	53.3	100.0	1.9	81.1	17.0	100.0	—	66.7	22.3	—	—	100.0	33.3	100.0	—	64.3	35.7	100.0					
25.0	—	100.0	—	94.1	6.9	100.0	—	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0				
26.0	63.3	63.3	100.0	3.7	85.2	11.1	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	47.6	53.4	100.0	9.1	81.6	9.1		
26.4	100.0	100.0	1.6	64.5	38.9	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	4.4	51.1	44.5	100.0	—	95.0	5.0		
26.5	69.4	47.4	100.0	—	66.9	33.9	100.0	—	84.6	15.4	—	50.0	50.0	100.0	—	3.0	65.4	6.8	100.0	—	100.0	6.0	
27.0	100.0	100.0	100.0	—	93.3	14.7	100.0	100.0	—	—	—	100.0	—	100.0	—	50.0	50.0	100.0	—	120.0	100.0		
27.0	40.0	60.0	100.0	7.1	42.6	28.6	100.0	—	50.0	50.0	—	—	100.0	100.0	—	42.3	57.7	100.0	—	80.0	20.0		
27.0	—	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	100.0	—	50.0	50.0	100.0	—	100.0	—		
27.5	53.3	76.2	100.0	—	88.6	11.4	100.0	—	100.0	—	—	—	100.0	—	100.0	—	70.0	30.0	100.0	6.6	65.7	26.7	
28.0	—	100.0	—	20.0	10.0	100.0	—	66.7	33.3	—	100.0	—	100.0	—	71.0	29.0	100.0	—	100.0	—			
28.0	60.0	60.0	100.0	—	70.0	30.0	100.0	16.7	50.0	15.7	—	100.0	—	100.0	—	47.1	52.9	100.0	—	65.7	30.3		
28.0	75.0	75.0	100.0	1.7	61.6	28.9	100.0	—	73.3	26.7	—	50.0	70.0	75.0	100.0	—	43.3	35.7	100.0	—	100.0	—	
28.3	95.2	52.4	100.0	4.2	76.0	31.1	100.0	—	87.5	12.5	—	100.0	50.0	100.0	1.3	62.3	35.2	100.0	—	92.0	6.0		
28.5	74.0	47.3	100.0	—	70.0	21.1	100.0	—	100.0	—	—	100.0	1.3	50.7	45.1	100.0	2.7	81.0	16.3	100.0	—	80.0	50.0
29.0	40.0	55.3	100.0	—	71.4	35.0	100.0	—	80.0	20.0	—	50.0	50.0	100.0	—	60.0	40.0	100.0	—	62.5	37.5		
29.0	90.0	90.0	100.0	9.5	77.8	6.7	100.0	—	66.7	33.3	—	100.0	—	100.0	—	53.3	46.7	100.0	—	86.7	14.3		
29.0	31.3	100.0	4.4	59.5	16.1	100.0	—	66.7	33.3	—	50.0	50.0	100.0	—	56.3	43.7	100.0	—	78.0	22.0			
29.6	56.4	51.6	100.0	1.2	79.7	36.0	100.0	1.4	75.8	20.3	—	28.6	50.0	50.0	100.0	1.7	38.1	60.2	100.0	1.4	88.0	9.9	
29.7	63.0	66.7	100.0	—	90.0	63.0	100.0	2.3	60.9	13.8	—	8.3	50.3	56.7	100.0	—	31.3	58.7	100.0	—	100.0	—	
30.0	—	100.0	—	86.0	66.9	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	46.7	43.3	100.0	—	100.0	—			
30.0	92.7	42.3	100.0	1.3	59.3	59.3	100.0	4.5	87.5	6.0	—	14.3	85.7	42.2	100.0	1.7	46.9	51.4	100.0	2.2	96.3	1.7	
30.0	—	100.0	—	54.0	45.0	100.0	—	92.0	7.7	—	100.0	—	100.0	—	45.0	55.0	100.0	4.0	98.5	1.5			
30.0	86.0	100.0	1.4	49.8	57.8	100.0	2.7	61.1	15.3	—	100.0	—	100.0	—	38.7	61.3	100.0	8.1	87.8	10.0			

第12表 その4

産業分類	出場 区分	被 統 計 数									
		計	不明	規定し てある Aのうち	男女別用女別 の規定の規定 がある場合	計	不明	規定し てある Aのうち	男女別用女別 の規定の規定 がある場合	計	不明
1. 飲食料	飲食業	100.0	2.1	78.7	24.7	100.0	5.3	0.4	85.3	100.0	2.1
10. 織物	織業	100.0	2.5	85.1	31.4	100.0	4.2	0.2	90.3	100.0	2.5
11. 設備機器業	機器業	100.0	—	83.6	14.4	100.0	7.6	2.4	50.2	100.0	—
12. 機械器具業(41)	機械器具業	100.0	1.5	71.5	11.7	150.0	4.4	11.1	63.3	100.0	1.5
13. 食料品製造業	製造業	100.0	2.0	78.9	18.2	100.0	10.4	10.3	70.4	100.0	2.0
17. たばこ製造業	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20. 電機工業系	工業系	100.0	2.9	73.3	23.8	100.0	3.4	18.7	85.4	100.0	2.9
21. 衣類、その他の繊維製品製造業	繊維製品製造業	100.0	2.5	81.3	16.2	100.0	—	16.2	55.0	100.0	2.5
22. 木材、木製品製造業	木製品製造業	100.0	3.3	76.2	16.5	100.0	17.2	17.9	64.3	100.0	3.3
23. 家具、特種品製造業	特種品製造業	100.0	—	57.5	2.8	100.0	—	—	100.0	100.0	—
24. パルプ、紙、紙加工品製造業	紙加工品製造業	100.0	2.4	73.5	24.6	100.0	7.7	—	98.3	100.0	2.4
25. 出版、印刷、同関連商業	出版、印刷業	100.0	1.4	86.5	22.4	100.0	11.0	4.7	81.3	100.0	1.4
26. 化学工業系	工業系	100.0	0.2	69.2	10.1	100.0	4.6	2.0	98.1	100.0	0.2
27. 石油製品、石炭製品製造業	石油製品製造業	100.0	—	66.1	33.4	100.0	17.6	—	52.4	100.0	—
28. 塗料、接着剤製造業	接着剤製造業	100.0	—	62.2	17.8	100.0	—	13.0	87.0	100.0	—
29. 伐木、同製品製造業	同製品製造業	100.0	—	63.3	16.7	100.0	—	—	100.0	100.0	—
30. 黒堿、土石製品製造業	土石製品製造業	100.0	—	54.1	15.9	100.0	—	10.8	89.7	100.0	—
31. 飲料、調理業	調理業	100.0	—	62.2	17.6	100.0	7.9	7.4	90.7	100.0	—
32. 非鉄金属製造業	金属製造業	100.0	3.2	61.3	15.6	100.0	—	—	100.0	100.0	3.2
34. 金属機械製造業	機械製造業	100.0	2.8	87.3	9.9	100.0	—	28.0	71.4	100.0	2.8
35. 造船機器製造業	機器製造業	100.0	2.2	78.3	16.9	100.0	4.3	6.8	89.4	100.0	2.2
36. 電気機械器具製造業	機械器具製造業	100.0	—	79.4	20.9	100.0	2.3	8.3	89.4	100.0	—
37. 電気機械器具製造業	機械器具製造業	100.0	—	83.8	16.2	100.0	1.6	15.6	82.8	100.0	—
38. 電気機械器具製造業、測定機械、精密機械、光学機械、同関連商業	機械器具製造業	100.0	0.6	86.7	9.2	100.0	—	6.2	95.8	100.0	0.6
48. その他の機械業	機械業	100.0	2.5	84.8	13.0	100.0	—	—	100.0	100.0	2.5
G. 建築業、土木業	建築業	100.0	4.0	76.9	22.6	100.0	6.4	1.7	85.4	100.0	4.0
H. 金剛保育業	保育業	100.0	0.6	62.4	37.0	100.0	—	12.3	82.7	100.0	0.6
I. 不動産業	不動産業	100.0	—	100.0	—	—	—	—	100.0	—	—
J. 電気通信業	通信業	100.0	1.2	56.3	13.6	100.0	5.7	4.9	86.8	100.0	1.2
K. 電気力、ガス、水道業	水道業	100.0	1.3	58.8	68.4	100.0	3.7	7.1	83.9	100.0	1.3
L. 公共運輸業	運輸業	100.0	1.1	70.2	25.2	100.0	1.0	0.5	78.7	100.0	1.1

教育訓練に関する規定

40人～99人	被 統 計 数										500人以上									
	規定し てある Aのうち	男女別用女別 の規定の規定 がある場合	計	不明	規定し てある Aのうち	男女別用女別 の規定の規定 がある場合	計	不明	規定し てある Aのうち	男女別用女別 の規定の規定 がある場合	計	不明								
2.1	78.0	18.9	100.0	6.8	11.3	31.4	100.0	0.7	85.4	83.9	100.0	4.1	6.7	84.2	100.0	0.5	61.8	47.7	100.0	2.5
6.0	80.6	16.1	100.0	—	80.0	40.0	100.0	2.0	56.0	42.5	100.0	4.0	—	95.2	100.0	—	45.3	32.5	100.0	5.2
—	37.5	12.3	100.0	10.0	30.0	60.0	100.0	—	76.3	41.7	100.0	—	20.0	10.0	100.0	—	70.5	30.0	100.0	5.0
2.4	86.9	12.6	100.0	7.0	15.1	72.9	100.0	0.6	69.3	45.2	100.0	1.7	4.5	95.8	100.0	0.5	51.5	47.7	100.0	2.4
3.1	67.7	8.6	100.0	28.0	14.3	57.1	100.0	1.3	59.5	39.2	100.0	3.0	9.7	94.4	100.0	—	73.0	26.7	100.0	—
4.4	83.7	12.2	100.0	6.7	20.0	73.3	100.0	1.6	65.2	33.2	100.0	3.2	6.8	96.3	100.0	0.9	43.4	55.7	100.0	1.7
3.1	78.1	18.0	100.0	—	50.0	50.0	100.0	—	93.6	6.2	100.0	—	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	—
3.8	81.1	16.1	100.0	25.0	25.0	50.0	100.0	—	57.1	42.9	100.0	—	—	100.0	100.0	—	50.0	50.0	100.0	—
—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3.7	77.8	18.6	100.0	—	—	100.0	100.0	—	66.7	60.3	100.0	—	—	100.0	100.0	—	89.1	40.9	100.0	1.4
1.6	88.7	9.7	100.0	16.7	—	88.3	100.0	—	80.0	20.0	100.0	1.1	14.1	77.9	100.0	—	90.6	10.0	100.0	—
1.6	88.7	9.7	100.0	16.7	—	88.3	100.0	—	89.0	75.0	100.0	33.3	—	56.7	100.0	—	63.6	66.2	100.0	—
—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2.7	82.2	12.8	100.0	—	—	100.0	100.0	—	50.0	50.0	100.0	7.7	8.9	95.5	100.0	2.4	45.4	52.1	100.0	—
—	83.3	15.7	100.0	—	—	100.0	100.0	—	29.0	75.0	100.0	33.3	—	56.7	100.0	—	63.6	66.2	100.0	—
—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2.7	86.2	12.8	100.0	—	—	100.0	100.0	—	50.0	50.0	100.0	7.7	8.9	95.5	100.0	2.4	45.4	52.1	100.0	—
—	83.3	15.7	100.0	—	—	100.0	100.0	—	29.0	75.0	100.0	33.3	—	56.7	100.0	—	63.6	66.2	100.0	—
—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2.7	81.7	16.4	100.0	—	—	100.0	100.0	—	74.2	26.6	100.0	12.5	21.3	87.5	100.0	—	46.0	60.0	100.0	5.5
—	93.3	6.7	100.0	—	—	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26.7	73.3	100.0	—
—	90.0	6.0	100.0	—	—	100.0	100.0	—	26.0	26.0	100.0	—	—	100						

行政管理庁承認 No. 2,655  
平成期限 1943年5月31日

## 昭和34年女子保護実施状況調査票

労働省婦人少年局

## 一 調査の趣旨

この調査は、常時30人以上の労働者を使用する全国の労働基準法適用事業場における女子労働者の保護の実情並びにそれらの事業場（省公告事業場を除く）の労働協約、就業規則その他の規則における労働者の待遇の男女差に関する規定の実情を明らかにするために行うもので、個々の調査票を労働法規違反の摘発、課税等統計以外の目的に使用することは絶対ありませんから事實をありのままに記入して下さい。

## 二 調査の対象

この調査は、常時30人以上の労働者を使用する事業場について行いますが、女子労働者が一人でもいる事業場は勿論、男子労働者のる事業場も、この調査の対象になります。ただし、昭和34年12月31日現在で、労働者数が30人未満の事業場においては（二 労働者の推移）までについて記入し、〔三 女子保護実施状況〕以下の調査項目については記入する必要はありません。また、男子労働者のみの事業場においては〔三 女子保護実施状況〕については記入する必要はありません。

この調査のうち「四 労働協約、就業規則、その他の規則における男女労働者の待遇に関する規定」については、公共企業体等の国営事業場、地方公共団体の事業所及び地方公共団体の經營する事業場を除く民間（公團）、公庫等政府の財政投融資による特殊法人等を含むの事業場のみが記入することとし、昭和34年12月31日現在有効である労働協約、就業規則、その他の規則によって記入して下さい。

## 一 事業場

(1) 規格番号	(2) 産業分類番号	(3) 整理番号	(4) 事業者の職名及び氏名	
大	中			
事業場の名稱				
事業場の所在地 都道府県 郡市 区町 部地				
(5) 事業の内容				

## 二 労働者数の推移

調査期間	労働者総数		女子労働者数	女子労働者のうち育児者数	(2) 女子労働者のうち午間退勤者数
	男子労働者数	女子労働者数			
昭和34.1.1現在	人	人	人	人	人
昭和34.12.31現在	人	人	人	人	人

## 三 女子保護実施状況

## 1 産前休暇

産前休暇者数	産前休暇日数		産前休暇の認定日数 (不明の者の休暇日数を除く)
	(2) 6週間以内(42日以内)の者	6週間をこえる(43日以上)の者	
人	人	人	人

## 2 産後休暇

産後休暇者数	産後休暇日数		産後休暇の認定日数 (不明の者の休暇日数を除く)
	5週間～6週間(36日～42日)の者	6週間をこえる(43日以上)の者	
人	人	人	人

## 3 生・死別件数

件	件	件	件

## 4 在職又は分娩における妊娠者数

妊娠中の 出産者数	(1) 産前出産者数		(2) 産後出産者数	
	産前休暇取 り退職者数	産前休暇取 り出産者数	産後休暇取 り出産者数	産後休暇取 りの出産者数
人	人	人	人	人

## 5 産前ににおける妊娠者数

(1) 昭和34年中に出産した者のうち妊娠者数	(2) 既換算した時期	(3) 他の事項
人	人	人

## 6 育児時間

(1) 昭和34年中に出産した者のうち育児時間を請求した実人員	休憩時間外に与えられた育児時間
人	人
人	人

## 7 生理休暇

(1) 生理休暇を請求した人員	(2) 生理休暇を請求した者の紹介 請求回数	(3) 生理休暇を請求した者の紹介 請求回数
人	回	回

(1) (2)  
四 労働協約、就業規則その他の規則における男女労働者の待遇に関する規定

1. 部門的規定

規定してある

男女別の規定がある

規定してある場合には

男女均等待遇を定めている

規定していない

別任給、昇給、各種手当に関する規定

規定してある

○ 初任給

男女別の規定がある  
(その内容の概要と理由)

○ 異常給

各種手当（手当の名稱）

男女同一賃金の規定がある

規定していない

(6)

3. 職階制、身分制における格付、昇格に関する規定

規定してある

男女別の規定がある  
(その内容の概要と理由)

○ 格付

男女別の規定がない

○ 異常給

4. 教育訓練に関する規定

規定してある

男女別の規定がある

規定してある場合には

男女別の規定がない

規定していない

記 入 心 得

一 事 業 場

(1) この調査の「規模」は、この調査が指定した事業場を働き場所としている労働者数によって区分され、即ち、ひとと同一の名称で呼ばれていても複数の場所である分立場や出張所は併記され、併せて同一企業であつても本社（支社・工場等）は、それだけ別個の事業場となります。

この調査で「労働者」とは、労働基準法上の労働者であつて、職員、正員等の別なく常用労働者だけ、常用労働者である限り居場所による定期労働者、休憩者等を含みます。1カ月にわたりて30日以下の期間を定めて雇用される者は除かれますが、これらの者は前12カ月の各月において18

日以上又は前6カ月において通算して60日以上雇用された者は常用労働者としてこの調査の対象になります。

「規模記号」は、昭和34年12月31日現在の労働者数（男子及び女子の合計）が、500人以上の場合は△、100人～499人の場合は□、30人～99人の場合は○と記入して下さい。

(2) 及び(3)、「事業分類記号」及び「職種記号」は事業場で記入する必要はありません。

(4) 「事業の内情」は、事業の主たる事業では主営生産部門を、副業及び小売部では販賣取引部門を記入して下さい。

二 労働者数の推移

ここでいう「労働者」は、記入心得一、(1)にいう労働者です。

(1) 「女子労働者のうち有夫者数」は、それぞれの調査期日現在で婚姻（事實上の婚姻を含む。）している女子労働者数を記入して下さい。

(2) 「女子労働者のうち年間消滅者数」は、昭和34年1月1日から同年12月31日までに退勤（同一企業内の他事業所への転勤は含まない。）した女子労働者数を記入して下さい。この場合、昭和34年1月1日以後に雇用され、同年12月31日までに退勤した女子労働者も含されます。

三 女子保護実施状況

1. 産前休暇

この調査項目には、昭和34年1月1日から同年12月31日までに出産した労働者の産前休暇について記入して下さい。

(1) 「6週間以内（12日以内）の者」には、出産の前日までの就業していた者を含み、この場合、出産当日は通常休暇に入れる事とする。休暇日数は「日占ります」。

(2) 「休暇日数不明の者」は、産前休暇中退勤又は死亡した妊娠数及び産前休暇日数が不明である妊娠数の合計を記入して下さい。

(3) 「産前休暇の跨年日数」は、下記の要領で記入して下さい。

(4) 「休暇日数不明の者」欄に記入された妊娠の休暇日数を除いて、産前休暇をもつた妊娠の妊娠休暇日数を記入して下さい。

(5) 「休暇日数」欄に記載、休暇日数をもつて属日記したが、記載して下さい。

(6) 昭和34年1月1日以後に出産した者で、昭和34年から昭和35年までの産前休暇をもつた妊娠の休暇日数を合算して下さい。

2. 産後休暇

この調査項目には、昭和34年1月1日から同年12月31日までに出産した労働者の産後休暇について記入して下さい。

(1) 「休暇日数不明の者」は、産後休暇（35日）の休暇をとらないや組合及び元々持つた産後休暇日数が不明である妊娠数の合計を記入して下さい。

(2) 「産後休暇の跨年日数」は、下記の要領で記入して下さい。

(3) 「休暇日数不明の者」欄に記入された妊娠の休暇日数を除いて、産後休暇をもつた妊娠の休暇日数を記入して下さい。

(4) 「昭和34年12月31日以前に出産した者で、昭和35年1月1日以後に産後休暇をもつた妊娠の休暇日数を合算して下さい。

その者の休暇日数も含まれます。

3. 生・死産別件数

この調査項目には、昭和34年1月1日から同年12月31日までに出産した者について出生と死産とに分けて記入して下さい。この場合、出産前に退職した者は含まいません。

(1) 「死産」には、妊娠4ヶ月（1ヶ月以降）と計算する以上の死産、妊娠中絶又は早産による死産も含されます。

4. 住帳又は分院による退職者数

(1) 「産前退職者数」は、昭和34年1月1日から同年12月31日までに出産予定の者が出産前に退職した場合、これに該当します。並って昭和34年1月1日以後に出産の予定であった者が、昭和33年中に退職した場合はその者も含まれます。

(2) 「産後退職者数」は、昭和34年1月1日から同年12月31日までに出産した者（出産時までに退職した者は産前退職者に入る。が生産後退職した場合はこれに該当します。併せて昭和34年中に出産し、昭和35年1月1日以後に退職した場合は、（妊娠した場合はその者も含まれます）。

5. 産前ににおける駐易換算標準者数

労働基準法第65条の規定による妊娠中の女性は、他の妊娠又は分娩に転換されることになつて分娩するまでの調査項目には、昭和34年1月1日から同年12月31日までに出産した者で、駐易な業務に就いていた者があれが記入して下さい。

(1) 「昭和34年中に出産した者のうち駐易業務に就換した者」には、昭和34年1月1日以後に出産した者が昭和33年中に駐易業務に就換して、労働合意の者も含まれます。

(2) 「妊娠の裏側」は、駐易業務に就換して妊娠のいいい事業場の出勤時間の実際の勤務時間が具体的に把握して下さい。

6. 月見時間

労働基準法第66条の規定により生後1年以内に就換した者を含む女性は、月見時間を記入する。併せて妊娠の裏側がある場合、この調査項目には昭和34年1月1日から同年12月31日までに出産した者で、月見時間と出勤時間との両者を記入して下さい。

(1) 「昭和34年中に出産した者のうち月見時間記入した者」には、昭和34年中に出産した者が昭和35年1月1日以後に月見時間記入した場合の両者の両者を記入して下さい。即ち、月見時間と出勤時間の両者を記入して下さい。

(2) 「1日1回各30分を2回する者」は、1回2回各45分、1日3回各30分を3回する者では1回2回各45分に記入するが、1回45分を2回する者では1回45分を記入して下さい。

## 7. 生理休暇

- (1) 「生理休暇を請求した実人員」は、昭和34年1月1日から同年12月31日までに生理休暇を請求した実人員を記入して下さい。請求実人員ですから同一人が1年間に何回請求しても1人として計算されます。併せて社員ではあります。
- (2) 「生理休暇を請求した者の妊娠日数回数」は、(1)の人員が昭和34年中に出産休暇を請求した回数の結果を記入して下さい。請求回数でなく1回の妊娠時に生理休暇を何回として毎回計算して計算します。
- (3) 「生理休暇をとった者の妊娠日数」は、(1)の人員にかしまし昭和34年中に最も生理休暇の日数の延長数を記入して下さい。

## 四 労働協約、就業規則その他の規則における男女労働者の待遇に関する規定

### 一般的な注意事項

- (1) この調査用紙について、具体的な事業場のもの記入して下さい。
- (2) 填入方法は該当するものの□の中に印をつけて下さい。
- (3) この調査で「労働協約、就業規則その他の規則」とは、労働協約、就業規則、内規その他名称のいかんを問わず労働条件その他のことについて労使間で協定された規範及び使用者が一方的に定めた規範をいいます。
- (4) この調査で「男女労働者の待遇」とは、被検の性別、本人の精神的、身体的能力その他理由のいかんを問はず、判断的、就業規則その他の規則に規定されている労働条件、差別待遇などの男女の待遇を問うるものとします。
- (5) この調査で「総則的規定」とは、労働者の待遇についての原則的、包括的な男女の別による労働条件の差異の有無に関する規定を指すといいます。
- (6) この項目に該当する規定は、例えば、  
例1)従業員は、男女の別のないところを差別される、とはいひ、男女均等待遇を認めている。  
例2)従業員は、男女の別に拘りなく原則として平等の待遇を受ける。ただし、との就業規則を別段の定めをした場合はこの限りでない。  
〔男女別の規定がある。〕
- (7) この調査で「初任給、昇給、各種手当に關する規定」とは、  
「初任給」とは、採用された当初の給与をいい。  
「昇給」とは、定期又は不定期の昇給に関する規定をいい。  
「各種手当」とは、扶養手当、勤務地手当、住宅手当、通勤手当、報酬割合手当、賞直手当等労働の特徴として支払われるすべての手当をいいます。

補文の事項を示す。

- 「各種手当」とは、扶養手当、勤務地手当、住宅手当、通勤手当、報酬割合手当、賞直手当等労働の特徴として支払われるすべての手当をいいます。
- この項目に該当する規定は、例えば、  
例1)会社は、同一性別の労働に対しても同一の規制を受ける。(男女同一賃金の規定がある)  
例2)従業員の初任給は次のとおりとする。(男女別の規定がある。一例を示す)

	新卒卒業者	高卒卒業者	専門卒業者
本給	男1,000円 女700円	男2,000円 女1,400円	1,700円
勤務手当	男1,500円 女1,250円	男1,500円 女1,400円	7,000円
社会保険	男300円 女300円	男300円 女300円	300円
特種手当	男300円 女300円	男300円 女300円	300円
計	11,000円 女11,325円	男11,500円 女10,300円	11,000円

- 例3) 勤続3年以内の者に対する特別昇給額は次のとおりとする。(男女別の規定がある。一例を示す)

	大学卒業者	高校卒業者	中学校卒業者
1年	800円 男600円 女500円	500円 男400円 女400円	
2年	1,000円 男700円 女600円	600円 男500円 女500円	
3年	1,200円 男800円 女700円	700円 男600円 女600円	

- (6) この調査で「階級制、身分制における格付、昇給に関する規定」について。

「階級制」とは、部長、課長、係長、主任等の階級の体系をいいます。

「身分制」とは、参軍、參事官、技師、技師補、副記、副記補労働員等又は一級社員、二級社員、三級社員等の当該企業における労働者の身分の体系をいいます。

「格付」とは、採用当初における職階又は身分への格付けをいいます。

「昇進」とは、上級の職位への昇進への昇進の基準及び昇進の限界をいいます。

この項目に該当する規定は、例えば、

例1)大学卒業者又はどれと記する者は社員、その他の者は雇員として採用する。(男女別の規定がない。)

例2)女子は、男以上の職位に昇くことができない。(男女別の規定がない。一例を示す)

例3)社員は、社員資格12月を経過したとき主任となることが出来る。ただし、女子は12月を経過したとき主任となることが出来る。(男女別の規定がない。一例を示す)

(6) この調査で「教育訓練に関する規定」とは、採用時には採用後初期にかけての初期訓練を行なう教育訓練以外に定期的に行なう教育訓練をいいます。

この項目に該当する規定は、例えば、

例1)会社は新規就学卒業者に対して採用後一定期間の就業訓練を行なう。(男女別の規定がない。)

昭和35年9月5日印 制  
昭和35年9月5日施行

## 女 子 保 護 の 概 况

昭和35年

東京都千代田区大手町1の7

監修者：労働省婦人少年局

著者：大日本印刷株式会社出版部